

第4次群馬県犯罪被害者等基本計画 (素案)

令和4年3月

群 馬 県

目 次

頁

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の目標	1
3	計画の位置付け	1
4	犯罪被害の現状等	1
5	第3次基本計画の評価	2
6	基本方針及び重点課題	2
7	計画期間	3
8	目標達成のための指標	3
9	計画の推進体制	3
10	施策の体系図	5

第2章 基本方針及び重点課題

基本方針Ⅰ	身体的・精神的被害及び生活基盤の回復、権利行使への取組の推進	7
重点課題1	損害回復・経済的支援等への取組	7
重点課題2	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	11
重点課題3	刑事手続への関与拡充への取組	16
基本方針Ⅱ	支援体制整備への取組の推進	17
重点課題4	支援等のための体制整備への取組	17
基本方針Ⅲ	犯罪被害者等を支えるための社会気運醸成への取組の推進	23
重点課題5	県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	23

第3章 主な被害分野への対応と施策

1	身体犯（殺人・傷害等）による被害	26
2	性暴力・性犯罪による被害	28
3	被害少年の保護	31
4	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイレンス／DV）による被害	32
5	ストーカー事案による被害	34
6	悪質商法等による被害	35
7	特殊詐欺による被害	36
8	暴力団犯罪による被害	37
9	交通事故（危険運転致死傷、過失運転致死傷、ひき逃げ等）による被害	38
10	インターネット上の誹謗中傷等による被害	41

資料編

1	犯罪被害の現状等	42
2	群馬県犯罪被害者等支援推進協議会	50
3	犯罪被害者等基本法	53
4	群馬県犯罪被害者等支援条例	59
5	犯罪被害者等相談・支援窓口一覧	64

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

第3次群馬県犯罪被害者等基本計画（平成29年度～令和3年度）の計画期間が今年度末に終了するため、本県における犯罪被害者等支援の現状を踏まえ、今後に向けた基本的な方向性や県の取組等を整理・体系化した計画として、総合的かつ計画的に支援施策を推進できるよう、「第4次群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定しました。

2 計画の目標

県民一人ひとりが犯罪^{*1}等により被害を被った人及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の置かれている状況を理解し、その尊厳を重んじるとともに、県をはじめとする関係機関が犯罪被害者等支援施策を途切れることなく、円滑かつ的確に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益が保護され、県民の誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

3 計画の位置付け

- (1) 「犯罪被害者等基本法（平成17年4月施行）」及び「(国) 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定：5カ年計画）」並びに「群馬県犯罪被害者等支援条例^{*2}」を踏まえた計画
- (2) 「新・群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別計画
- (3) 「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」の後継計画

※犯罪被害者等基本法（第5条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

4 犯罪被害の現状等

本県の過去10年の刑法犯認知件数を見ると減少傾向が続いており、平成23年には20,981件であったところ、令和2年には9,965件と約5割の水準まで減少しています。

しかし、ストーカー事案については、平成25年をピークに令和元年まで減少が続いていましたが、令和2年からは増加に転じ、配偶者からの暴力事案についても、平成26年をピークに平成30年まで減少が続いていましたが、令和元年から増加に転じています。また、児童虐待事案については平成23年から増加しつづけ、令和2年は平成23年の4倍の検挙件数となっています。

*1犯罪：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為のこと。（犯罪被害者等基本法第2条第1項）

*2群馬県犯罪被害者等支援条例：犯罪被害者が、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供し、社会全体で支えていくことを目指した条例

性暴力・性犯罪の被害については、被害者が羞恥心や自責の念から被害の申告をためらう傾向にあり、被害が潜在化しやすいこと、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子ども等、すべての犯罪被害において、被害者は生命、身体、財産上の直接的な被害のほか、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的な困窮、捜査や裁判の過程における精神的苦痛、周囲の人々の配慮に欠けた対応によるストレスなどの「二次被害」に苦しめられている現状があります。

5 第3次基本計画の評価

県では、平成29年3月に策定した「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」に基づき、5つの重点課題について88施策（※取組数126）を実施しました。

平成29年度から令和3年度の計画期間内における各施策の取組状況について、各施策所管課が自己評価を行ったところ、下記の結果となりました。

評 価	取組数	割合
A（十分推進している）	79	62.7%
B（概ね推進しているが改善の余地がある）	42	33.3%
C（ある程度進んでいるが改善の必要がある又は評価不能）	5	4.0%
合 計	126※	100.0%

※複数所属において1つの施策を実施・評価する場合があるため、施策数と取組数は一致しません

上記のとおり、一部、評価の低い施策もありましたが、A又はB評価の合計が121（96.0%）となり、全体的に見ると各施策が概ね順調に推進されました。

令和3年3月には、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して「群馬県犯罪被害者等支援条例」を制定できたことが大きな成果として挙げられます。

課題としては、県民の犯罪被害者等への理解や支援の関心は十分とはいえないため、一層の広報啓発を実施する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近時のデジタル化の進展等により社会生活は大きな変化を遂げています。犯罪被害者等に対する支援は、こうした社会生活の変化に対応しつつ、より一層の支援体制整備等、施策の充実を図ることが求められています。

6 基本方針及び重点課題

本計画では、犯罪被害者等の支援に関する政策目的を明確にするため、3つの基本方針を定めます。

また、国の第4次犯罪被害者等基本計画との整合性を図るため、5つの重点課題の下に施策を分類し、本県の状況に応じた施策を実施及び検討していきます。

1. 3つの基本方針

基本方針Ⅰ 身体的・精神的被害及び生活基盤の回復、権利行使への取組の推進

基本方針Ⅱ 支援体制整備への取組の推進

基本方針Ⅲ 犯罪被害者等を支えるための社会気運醸成への取組の推進

2. 5つの重点課題

- 重点課題1 損害回復・経済的支援等への取組
- 重点課題2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 重点課題3 刑事手続への関与拡充への取組
- 重点課題4 支援等のための体制整備への取組
- 重点課題5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

7 計画期間

計画期間は、令和4年度から8年度までとします。

ただし、計画期間内であっても、国の動向や社会情勢等の変化を踏まえて随時、見直しを行うものとします。

8 目標達成のための指標

犯罪被害者等支援を行う上で、計画的に支援体制整備を推進することが重要であることから、第3次基本計画からは体制整備に係る目標指標を新たに設定しています。

指 標	第3次計画策定時 (平成28年度)	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
(1) 犯罪被害者支援センターの認知度 (注1)	—	5.3%	100%
(2) 県性暴力被害者サポートセンターの認知度 (注1)	—	3.5%	80%
(3) DV等の被害者のための制度や相談窓口を知っている人の割合 (注1)	79.4%	62.8%	100%
(4) 配偶者暴力相談支援センターの設置数	5箇所	7箇所	12箇所
(5) 市町村における犯罪被害者支援を目的とした条例等の制定	—	1町	12市町村

(注1) 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」による

9 計画の推進体制

計画内容は、犯罪被害者等支援施策が日常生活全般に関わり、その支援内容も広範囲にわたっていることから、県では、国の関係機関、市町村、関係団体、企業・事業所や地域などと連携し、次の体制により計画を推進します。

(1) 群馬県犯罪被害者等支援推進協議会における連携

行政機関、警察、関係機関・団体とが、犯罪被害者等に対する支援や再被害防止対策が効果的に推進されるよう、必要事項を協議するとともに、相互に連携協力を図ります。

(2) 国の司法関係機関等との連携

前橋地方検察庁、前橋保護観察所、裁判所や日本司法支援センター群馬地方事務

所（法テラス）等と連携を図りながら支援に努めます。また、必要に応じ、他の国の機関との連携を図ります。

(3) 市町村との連携

市町村担当者に対する会議・研修会の開催や犯罪被害者等支援に関する各種情報等を提供し、市町村と緊密な連携を図るとともに市町村が行う取組を支援します。

(4) 民間被害者支援団体等との連携及び活動支援

民間被害者支援団体等が果たす役割が重要であることから、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された団体等と連携を図り、支援施策に取り組みます。

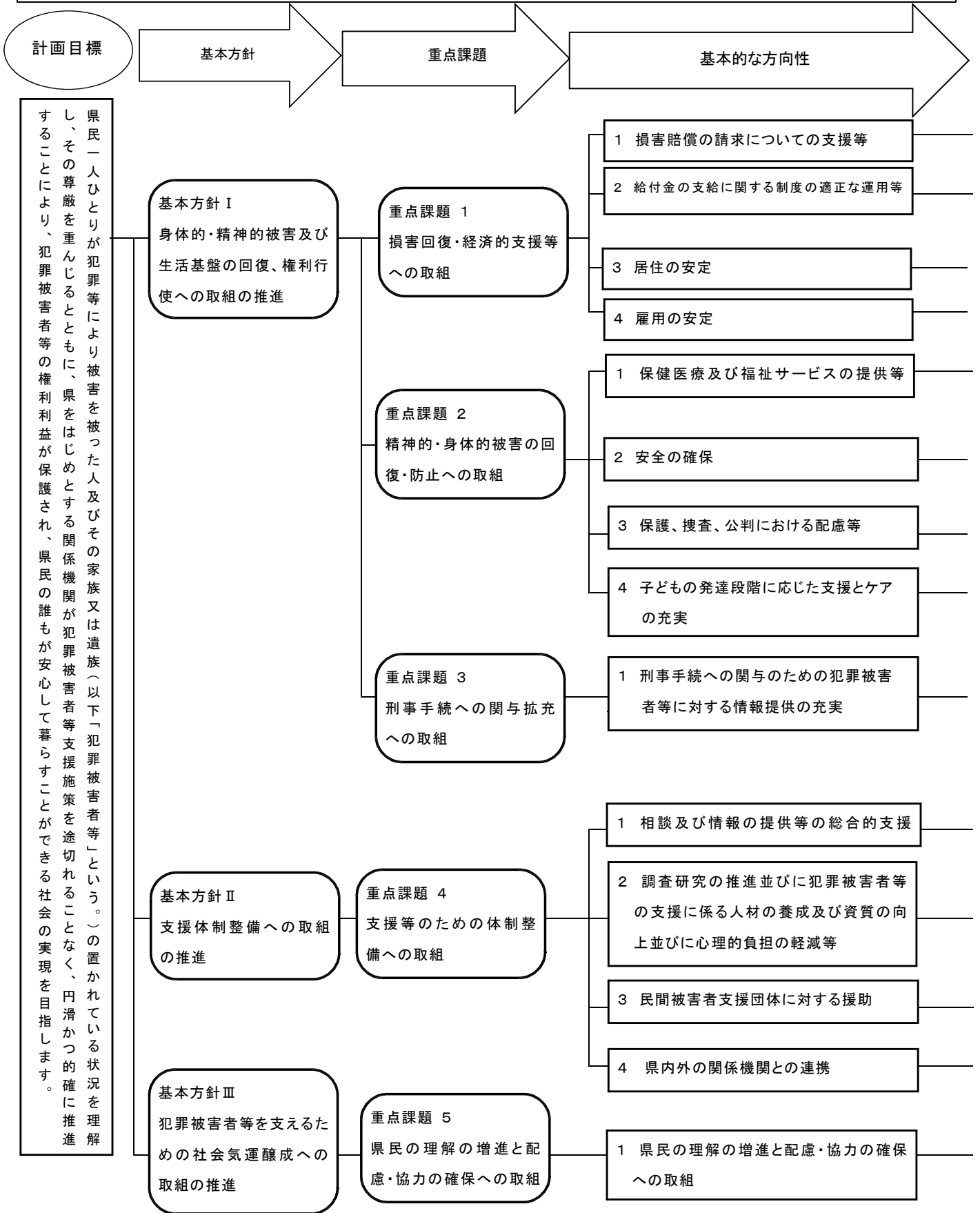
(5) 県民及び報道機関、企業等に対する理解の促進

広報啓発活動を通じ、犯罪被害者等に対する県民意識の醸成を図るほか、報道機関や企業等を対象として、二次被害防止等への理解を促進します。

(6) 施策の透明性及び検証

県及び警察本部のホームページ等により、支援施策の情報提供を行うとともに、施策の推進に当たっては、検証を行い取組を進めます。

10 施策の体系図



主な県の取組

・損害賠償請求制度の周知 ・広報啓発による各種支援制度の周知 ・相談窓口に関する情報提供
・民事法律扶助制度に関する情報提供 ・暴力団犯罪による被害回復への支援

・給付金の支給に関する制度の適正な運用 ・海外における犯罪被害者等に対する経済的支援 ・その他の公費支出の適正な運用
・交通遺児等への支援制度の情報提供 ・暴力団犯罪被害者への支援制度の情報提供 ・市町村における見舞金制度の導入促進

・県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮 ・民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 ・DV被害女性等に対する一時保護

・雇用主等への周知・啓発 ・各種就労支援

・精神保健福祉相談 ・救急医療体制の確保 ・生活支援 ・児童生徒の健全育成 ・各種子育て支援 ・ひとり親家庭自立支援
・障害者に対する経済的支援・福祉サービスの提供 ・聴覚及び言語障害者の安全確保 ・高齢者虐待への対応 等

・DV被害女性等に対する一時保護 ・児童相談所一時保護所等の運営 ・児童虐待防止 ・児童虐待への対応
・被害者連絡制度による適切な情報提供 ・再被害防止措置の推進 ・暴力団等からの被害防止

・女性警察官等の効果的な活用 ・ビデオリンク等の保護措置の周知 ・警察施設における環境改善
・外国籍犯罪被害者等への対応 ・カウンセリング体制の充実 ・被害児童からの事情聴取における配慮

・虐待を受けた子どもへの支援 ・スクールカウンセラーの活用

・「被害者の手引」の活用 ・各種刑事手続における適切な説明、情報提供等 ・被害者連絡制度による適切な情報提供
・検視及び司法解剖時における適切な説明 ・交通事故捜査体制の強化等

・犯罪被害者等支援総合窓口による情報提供等 ・相談支援体制の充実強化 ・県性暴力被害者サポートセンターの体制強化
・各種広報啓発資料の作成・配布 ・DV被害者等に対する情報提供、相談支援 ・児童虐待への的確な対応 ・少年被害者相談
・高齢者虐待への的確な対応 ・障害を理由とする差別相談の実施 ・インターネット上の誹謗中傷に関する相談体制の充実 ・医療
機関における情報提供 ・無料交通事故相談の実施 ・公立学校における関係機関との情報の共有 ・スクールカウンセラーの活
用 ・指定被害者支援要員制度の適正な運用 ・市町村における適切な情報提供及び各警察署等との連携の促進 ・少年サポート
センターによる支援 ・暴力団による被害の相談支援 ・市町村における犯罪被害者等支援条例の制定に関する協力 等

・犯罪被害者等の支援に携わるボランティア等の養成 ・一時保護所の職員研修 ・教職員研修の充実 ・犯罪被害者等支援に関
わる県職員の資質の向上 ・犯罪被害者等支援に従事する者に対する支援 ・市町村間の連携・協力の促進 等

・民間被害者支援団体等への支援の充実及び連携・協力関係の強化 ・交通遺児支援団体への支援等
・犯罪被害者等の援助を行う民間団体の活動への支援等

・犯罪被害者等の居住地の自治体及び民間支援団体との連携

・児童生徒への道徳教育 ・学校教育における人権教育の推進 ・社会教育における人権教育事業の活用
・特定期間内における集中的な広報啓発の実施 ・インターネット上の誹謗中傷等に関する広報啓発活動の強化と県民のインター
ネットリテラシーの向上 ・中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等 ・犯罪発生状況の情報提供 等

第2章 基本方針及び重点課題

基本方針 I

身体的・精神的被害及び生活基盤の回復、権利行使への取組の推進

【重点課題 1 損害回復・経済的支援等への取組】

◎現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪に遭い財産を奪われたり、入院や通院により多額の治療費がかかる等、経済的な困難に直面することが少なくありません。

これらの経済的損失の回復や犯罪被害者等の名誉の回復、加害者に反省や謝罪を求めるため、損害賠償を請求することができます。しかし、加害者と向き合うことによる精神的負担、訴訟には専門的な知識や高額な費用を要するとともに、多くの時間と労力を費やすこと、加害者に自分の所在を知られてしまうことへの不安等を伴うことから、犯罪被害者等に対して損害賠償等に必要な情報を提供し、各種支援制度の周知や支援を行う必要があります。

また、犯罪被害者等が損害賠償請求の訴訟で勝訴したとしても、加害者側に賠償能力が欠如しており損害を回復できない場合や直接的な財産被害のみならず、働き手を失ったり失職する等して、長期に経済的な困難に苦しむ犯罪被害者等もいることから、犯罪被害者等に対する給付金等の支給制度を活用した支援を行う必要があります。

この他、自宅に住むことができなくなった犯罪被害者等については、再び安定した住居で平穏な生活ができるよう支援するほか、犯罪被害者等が安心して仕事が続けられるよう、雇用主に対する理解の促進を図るとともに各種就労支援や、市町村における犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活等の貸し付け制度の導入に向けた検討を行う必要があります。

◎具体的な施策

1 損害賠償の請求についての支援等（犯罪被害者等基本法第12条関係）

犯罪被害等により失職し無収入になってしまうなど、経済的な困難に直面する方々の損害や名誉を回復するために、損害賠償の請求について支援等を行います。

施策（担当所属）	施策の内容
①損害賠償請求制度の周知 （警察本部）	刑事手続き、損害賠償請求制度について、広報や情報提供を行います。
②広報啓発による各種支援制度の周知（警察本部、生活こども課）	県・県警のホームページ、県警ツイッターの活用、啓発冊子、パンフレットの作成配布、広報紙への掲載、マスメディアの活用等を通じ、各種支援制度を周知します。
③相談窓口に関する情報提供	交通事故相談所や（公財）日弁連交通事故相談センターで

(警察本部、道路管理課、生活こども課)	の無料相談さらには群馬弁護士会等で行う法律相談について、県及び県警ホームページ、県警ツイッター、パンフレット等による情報提供を行います。
④民事法律扶助制度に関する情報提供（警察本部、生活こども課）	日本司法支援センター（法テラス）による民事法律扶助制度等（刑事裁判、行政手続等に関する弁護士費用等の援助）について、内容の充実を図るとともに、県警ホームページ、県警ツイッター、パンフレット等による広報や情報提供を行うことに加え、法テラスとの連携強化を進めます。
⑤暴力団犯罪による被害回復への支援（警察本部）	公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター及び群馬弁護士会と連携し、暴力団を相手とする民事訴訟等、暴力団犯罪による被害回復への支援を行います。

2 給付金の支給に関する制度の適正な運用等（犯罪被害者等基本法13条関係、県犯罪被害者等支援条例第17条関係）

犯罪被害者等が損害賠償請求では損害回復の目的を果たせない場合や、直接的な財産被害のほか、長期にわたり経済的な困難に苦しむ場合の経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給等による支援を行います。

施策（担当所属）	施策の内容
①犯罪被害者等給付金の支給に関する制度の適正な運用（警察本部）	犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害を負った犯罪被害者等に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、給付金の支給等を行います。また、制度の積極的な周知を行い、適正に支給裁定手続を実施します。
②海外における犯罪被害者等に対する経済的支援（警察本部）	国外の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」に基づき、弔慰金等の支給等を行います。また、制度の積極的な周知を行い、適正な支給裁定手続を実施します。
③その他の公費支出の適正な運用（警察本部、生活こども課）	犯罪被害者及び犯罪により死亡した被害者の遺族等の経済的負担を軽減し、捜査活動への一層の理解と協力を得るためや被害者の回復を図るため公費支出の充実を図るとともに、次の費用に対し、公費支出による支援を行います。 ア 身体犯被害者に対する初診料・検査料・診断書料 イ 身体犯被害者遺族等に対する死体検案書料 ウ 性犯罪被害者に対する初診料・検査料（性感染症検査を含む）・治療費・診断書料・検査を実施した際の再診料 エ 司法解剖後の遺体修復費及び遺体搬送費 オ 自宅が犯罪現場となり、居住することが困難となった場合等の宿泊費

	<p>カ 自宅等で凶悪事件に遭い、転居した場合の転居費用の一部補助</p> <p>キ 自宅等で被害に遭遇し、被害によりハウスクリーニングが必要な場合の費用の補助</p> <p>ク 精神的被害を受けた被害者等に対し、公認心理師及び臨床心理士が行うカウンセリング費用及び精神科・診療内科等の医療費（投薬費を含む。）</p> <p>ケ 性暴力被害者に対する初診料・検査料（性感染症検査を含む）・治療費・診断書料・検査を実施した際の再診料</p> <p>コ 性暴力被害により精神的被害を受けた被害者に対し、精神科医師及び臨床心理士等が行うカウンセリング費用及び精神科・診療内科等の医療費（投薬費を含む。）</p>
④交通遺児等への支援制度の情報提供（道路管理課、警察本部）	奨学金の給付など、交通遺児や犯罪被害者の遺児への支援制度について周知を行います。
⑤暴力団犯罪被害者への支援制度の情報提供（警察本部）	公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターによる暴力団犯罪被害者への支援制度について周知を行います。
⑥見舞金制度等の導入を希望する市町村に対する協力（警察本部）	市町村における犯罪被害者等施策の担当部局と連携し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を希望する市町村に必要な協力を行います。

3 居住の安定（犯罪被害者等基本法第16条関係、県犯罪被害者等支援条例第15条、第17条関係）

犯罪被害者等の自宅が事件現場になり暮らすことができなくなったり、配偶者等からの暴力で他の住居を探さなければならなくなる等の事案が発生した場合、犯罪被害者等が安定した住居で平穏な生活ができるよう支援を行います。

施策（担当所属）	施策の内容
①県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮（住宅政策課）	<p>ア 犯罪被害者等に対して、県営住宅入居抽選において、一般の入居希望者より当選確率を高める優先的な取扱いを実施します。</p> <p>イ 放火等の犯罪により、自宅が消滅して住み続けることが困難になってしまった犯罪被害者等に対しては、県営住宅への入居について配慮します。</p>
②民間賃貸住宅への円滑な入居の促進（住宅政策課）	居住支援協議会、居住支援法人等と連携して、犯罪被害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。
③DV被害女性等に対する一時保護（再掲1-2-2①）（生活こども課）	DV被害等緊急に保護を要すると認められる女性を一時保護し、相談・保護・自立支援等を行います。

4 雇用の安定（犯罪被害者等基本法第17条関係、県犯罪被害者等支援条例第16条関係）

犯罪被害者等の職の維持・確保のため、雇用主に対する理解の促進を図るとともに、犯罪被害者等に対する各種就労支援を行います。

施策（担当所属）	施策の内容
①雇用主等への周知・啓発 （労働政策課、生活こども課）	雇用主や従業員等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解の促進及び被害回復のための休暇制度等の周知・啓発を行います。また、雇用情勢の悪化等により犯罪被害者等弱者への差別が生じることがないように、併せて周知・啓発を行います。
②各種就労支援（労働政策課）	<p>ア 概ね40歳代前半までの方に対して「若者就職支援センター」（ジョブカフェぐんま）において就職支援を行います。</p> <p>イ 子育て中の女性等を対象として「ジョブカフェ・マザーズ」において就職支援を行います。</p> <p>ウ 働くことに自信が持てない15歳から49歳までの方に対して、「若者サポートステーション」において、職業的自立に向けた支援を行います。</p> <p>エ 概ね40歳代後半以上の方に対して「シニア就業支援センター」において再就職支援等を行います。</p> <p>オ 犯罪等の被害により障害を負ってしまった後遺障害者に対して、就労支援を行います。</p> <p>カ 犯罪被害者等と雇用主の間で生じた労働問題について相談を受ける各種相談窓口の周知を図ります。</p>

【重点課題2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組】

◎現状と課題

身体に被害を受けた犯罪被害者等の多くは、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺症により常に看護や介護が必要になる場合があります。

また、生命を奪われた被害者の遺族はもとより、身体に被害を受けた被害者及びその家族等の方々も深刻な精神的被害を受けることもあります。

さらに、身体的な被害はなくても犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等は多数にのぼると考えられ、重度のPTSD（外傷後ストレス障害）等、長期にわたり精神的後遺症に悩まされる方々も少なくありません。

そこで、犯罪被害者等が受けた精神的・身体的被害を早期に回復するため、保健医療サービス及び福祉サービスが適切に提供される体制を作っていく必要があります。

また、児童虐待、ストーカー行為、配偶者等からの暴力（DV）等の犯罪被害者等は、加害者側から再び危害を加えられるのではないかと深刻な不安を抱えています。

このような不安から、犯罪被害者等は、被害の届出・申請を躊躇したり断念するケースもあるため、犯罪被害者等を再被害から守り、再被害に対する不安を解消する必要があります。

さらに、犯罪被害者等は再被害から逃れるために保護施設に入所したり、捜査や公判過程において協力を求められたり、医療機関で治療を受けたりと様々な関係機関の担当者等と接するため、関係機関の職員等に対して二次被害を与えないよう配慮を求めるとともに、カウンセリング体制を充実させ、犯罪被害者等の精神的な負担軽減に努めていく必要があります。

◎具体的な施策

1 保健医療及び福祉サービスの提供等（犯罪被害者等基本法第14条関係、県犯罪被害者等支援条例第13条関係）

犯罪被害者等が受けた精神的・身体的被害を早期に回復するため、保健医療サービスや福祉サービスが適切に提供される体制を構築し支援を行います。

施策（担当所属）	施策の内容
①精神保健福祉相談（障害政策課、生活こども課）	ア こころの健康センター、保健福祉事務所において精神保健福祉相談を実施し、犯罪被害者等の心の健康回復に努めます。 イ 性暴力被害者に対して、精神科医や臨床心理士を斡旋し、カウンセリングを実施することで、被害者の心の健康回復に努めます。
②救急医療体制の確保（医務課、生活こども課）	ア 地域差のない迅速かつ適切な救急医療の提供に努めます。また、夜間体制の確保、メディカルコントロール体制 ^{※3} の整備により、救急医療体制の充実に努めます。 イ 各種医療機関への情報の周知により、犯罪被害者等へ

	<p>の配慮ある対応を目指します。</p> <p>ウ 犯罪被害者と思われる負傷者を治療した際の適切な対応に努めます。</p> <p>エ 性暴力被害者に対して、医療支援を行います。</p>
③医療機関における情報管理の徹底（医務課、監査指導課、生活こども課）	<p>ア 医療現場における犯罪被害者等の情報漏洩防止に努めます。</p> <p>イ 犯罪被害者等の被害状況に応じた医療機関に関する情報の周知に努めます。</p> <p>ウ 性暴力被害者に対して、公的支援可能な医療機関の情報を周知します。</p>
④生活支援（健康福祉課）	生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金貸付事業、生活保護等の制度を活用しながら、市町村や社会福祉協議会と連携し、生活に困窮している犯罪被害者等への経済的な支援や自立支援を行います。
⑤民生委員・児童委員等との連携（健康福祉課、生活こども課）	民生委員・児童委員・人権擁護委員等は、個人情報取り扱いには十分注意しながら、求めに応じて犯罪被害者等への相談支援や情報提供、関係機関との連絡調整を行います。
⑥児童生徒の健全育成（健康体育課）	加害者の子どもも含め、精神的に不安定になりがちな児童生徒に対し、心のケアを推進します。
⑦各種子育て支援（児童福祉・青少年課）	児童の問題を抱えた家族に対し、地域の（主任）児童委員や市町村など関係機関との情報共有の徹底を図り、連携を取り合いながら、各種子育て支援を行います。
⑧ひとり親家庭自立支援（児童福祉・青少年課）	各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に向けた各種相談に応じます。
⑨高次脳機能障害 ^{*4} 者支援（障害政策課）	交通事故などにより高次脳機能障害となられた方やその家族への相談支援を行います。
⑩障害者に対する経済的支援・福祉サービスの提供（障害政策課）	<p>ア 特別障害者手当の給付等生活安定のための支援を行います。また、相談体制、ホームヘルプサービス、グループホーム等の生活支援サービスの充実に努めます。</p> <p>イ スポーツ・文化活動や情報化支援、コミュニケーション支援などの充実のため、関係者との連携強化に努め、障害者の社会参加を推進します。</p>
⑪障害者110番による支援（障害政策課）	障害のある方が、犯罪被害等のトラブルを抱えた場合に、「障害者110番」を活用できるよう、当事者への周知を中心とした広報に努めます。

*3メディカルコントロール体制：救急現場から医療機関に搬送されるまでの間に、救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制

*4高次脳機能障害：交通事故や脳血管性疾患などにより、脳に生じた後遺症のこと。記憶障害や注意障害といった認知障害や、社会的な行動障害などをきたす。

⑫聴覚及び言語障害者の安全確保（警察本部）	ファックスやメールでも110番を受理できる「ファックス110番」、「メール110番」に加え、専用アプリを使用した文字チャット方式の「110番アプリシステム」により、聴覚及び言語に障害のある方からの緊急通報に適切に対応するためのサポートを行います。
⑬児童虐待への対応（児童福祉・青少年課）	被虐待児童ができるだけ家庭的な環境のもとで過ごすことができるよう里親 ^{*5} 委託や児童福祉施設のケア単位の小規模化を推進し、被虐待児童への支援（保護・ケア・自立支援等）を行います。
⑭高齢者虐待への対応（介護高齢課、健康長寿社会づくり推進課）	各市町村の高齢者虐待担当者に対し、資質向上のための研修を実施するとともに、必要に応じて専門職を派遣し適切な対応の支援を行います。 また、施設従事者による虐待防止を図るため、施設職員等に対する研修を実施します。

2 安全の確保（犯罪被害者等基本法第15条関係、県犯罪被害者等支援条例第14条関係）

児童虐待やストーカー行為、配偶者等からの暴力（DV）をはじめとする、暴力的な犯罪等により被害を受けた犯罪被害者等を再被害から守るとともに、再被害の不安から被害の届出等を躊躇したり断念したりすることのないよう支援を行います。

施策（担当所属）	施策の内容
①DV被害女性等に対する一時保護（再掲I-1-3③）（生活こども課）	DV被害等緊急に保護を要すると認められる女性を一時保護し、相談・保護・自立支援等を行います。
②児童相談所一時保護所等の運営（児童福祉・青少年課）	児童相談所の一時保護所及び母子生活支援施設の入所については、被保護者が安心して生活できる環境の整備に努めます。
③児童虐待防止（児童福祉・青少年課）	ア 「群馬県要保護児童対策地域協議会」の運営により県域の関係機関等の連携を図るとともに、市町村における「要保護児童対策地域協議会」への専門職配置など体制強化により、各地域における児童虐待防止に努めます。 イ 児童相談所における警察・学校等の関係機関との連携により、児童虐待の早期発見、再発防止に努めます。

*5里親：児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者

④児童虐待への対応 (児童福祉・青少年課)	ア 児童相談所において、被虐待児童への迅速な安全対策を講じます。また、施設入所や里親委託等により被虐待児童への支援を行います。 イ 学校・保育所等・医療機関等において虐待が疑われる子を発見した場合は、市町村・児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、児童の安全が確実に担保されるよう地域全体での虐待対応力強化を図ります。
⑤被害者連絡制度による適切な情報提供 (再掲Ⅰ-3-1③/Ⅱ-4-1⑩) (警察本部)	一定の事件に関する犯罪被害者等に対して、原則として、事件の捜査状況や加害者の処分状況等に関する情報提供に努めます。
⑥再被害防止措置の推進 (警察本部、市町村課)	ア 同一の加害者により、再び被害を加えられる恐れのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、関係機関・団体との緊密な連携や各種保護資機材の貸与や警戒措置を講ずるなどして、再被害防止を推進します。 イ ストーカー行為や配偶者からの暴力被害者に対して、住民基本台帳閲覧制限を教示するほか、市町村と連携して適切な支援を行います。 ウ 各市町村が行う住民基本台帳事務に係る研修会の講師として、住民基本台帳閲覧制限等を含む制度の説明及び助言を行います。
⑦暴力団等からの被害防止 (警察本部)	暴力団等からの再被害を防止するため、警察において「保護対象者」の指定等を行い、各種保護対策を図ります。

3 保護、捜査、公判における配慮等（犯罪被害者等基本法第19条関係）

保護施設や捜査・公判の過程において、犯罪被害者等に接する関係機関の職員等が二次被害を与えることがないよう配慮を求めるとともに、カウンセリング体制を充実する等、犯罪被害者等の精神的な負担軽減を図ります。

施策（担当所属）	施策の内容
①女性警察官等の効果的な活用 (警察本部)	性犯罪捜査に対応するため、女性警察官等の活用に配慮します。
②ビデオリンク^{*6}等の保護措置の周知 (警察本部)	犯罪被害者等を保護するため公判廷におけるビデオリンク等の保護措置について周知に努めます。

*6ビデオリンク：性犯罪被害者等が、刑事事件の証人として法廷で証言することが大きな精神的負担となるような場合、その負担を軽減するために証人は別室に在席し、法廷と別室をケーブルでつなぎ、モニターを通して尋問を行う証人尋問の方法

③警察施設における環境改善 (警察本部)	犯罪被害者等の事情聴取に当たっては、安心して聴取に応じられるよう、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用するなど環境の改善に努めます。
④外国籍犯罪被害者等への対応 (警察本部)	外国籍の犯罪被害者等による被害申告時、通訳人の確保や母国と異なる日本での司法手続きについて説明する等、個々の実情に応じた適切な対応に努めます。
⑤カウンセリング体制の充実 (警察本部)	カウンセリング技術を有する警察職員に対し専門的研修を行うことにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員の積極的な活用によるカウンセリングに努めます。また、精神科医やカウンセラー、被害者支援団体等との連携を図るなど、犯罪被害者のニーズに応じた適切なカウンセリングの実施に努めます。
⑥被害児童からの事情聴取における配慮 (警察本部、児童福祉・青少年課)	被害児童の事情聴取において、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が事前に協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことを積極的に検討するほか、聴取の場所、回数、方法を考慮する等、被害児童に配慮した取組を進めます。

4 子どもの発達段階に応じた支援とケアの充実（県犯罪被害者等支援条例第13条関係）

心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるように、こどもの養育、養護、教育、福祉等に関係する者は、犯罪被害者であるこどもが心身に受けた影響及び心身の状況を適切に理解し、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努め、相互に連携及び協力して支援を行います。

施策（担当所属）	施策の内容
①虐待を受けた子どもへの支援 (児童福祉・青少年課)	虐待を受けた子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、保健、医療、福祉、教育等の専門家の連携により、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援を行います。
②スクールカウンセラーの活用 (再掲Ⅱ-4-1⑮) (義務教育課、高校教育課)	県内の小・中学校、県立高校に配置されているスクールカウンセラーによる支援の中で、犯罪被害者等である児童生徒の相談に応じます。

【重点課題3 刑事手続への関与拡充への取組】

◎現状と課題

事件の当事者である犯罪被害者等は、捜査や公判等の刑事に関する手続、少年保護事件の調査や審判等の手続に関し重大な関心を持っているため、犯罪被害者等が自らこのような手続に関わっていくことを望む場合も少なくありません。

こうした状況を踏まえ、平成20年に刑事裁判における犯罪被害者参加制度（証人尋問、被告人質問等への参加）や、被害者等による少年審判の傍聴等の制度が導入されました。

引き続き、刑事手続及び少年保護事件の手続に関する情報提供を行う必要があります。

◎具体的な施策

1 刑事手続への関与のための犯罪被害者等に対する情報提供の充実

（犯罪被害者等基本法第18条関係）

犯罪被害者等が、捜査や公判等の刑事に関する手続、少年保護事件の調査や審判等の手続への参加を望む場合、刑事裁判における犯罪被害者参加制度（証人尋問、被告人質問等への参加）や被害者等による少年審判の傍聴等の制度等の情報提供を行います。

施策（担当所属）	施策の内容
①「被害者の手引」の活用 （警察本部）	事件の態様に応じ、犯罪被害者等に対して、被害者等が必要とする情報を取りまとめたパンフレット「被害者の手引」を配布し、犯罪被害者等のニーズに応じた情報提供に努めます。
②各種刑事手続における適切な説明、情報提供等 （警察本部）	公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等に関する現行制度の周知に努めます。
③被害者連絡制度による適切な情報提供（再掲Ⅰ－2－2⑤）／Ⅱ－4－1⑩（警察本部）	一定の事件に関する犯罪被害者等に対して、原則として、事件の捜査状況や加害者の処分状況等に関する情報提供を行い、各種支援制度の案内に努めます。
④検視及び司法解剖時における適切な説明（警察本部）	検視、司法解剖を行う際には、遺族等への適切な説明を行い配慮に努めます。
⑤交通事故捜査体制の強化等 （警察本部）	科学的捜査のための研修の実施及び各種資機材の効果的な活用等交通事故捜査体制の強化に努めます。

基本方針Ⅱ 支援体制整備への取組の推進

【重点課題4 支援等のための体制整備への取組】

◎現状と課題

精神的に大きなショックを受けている犯罪被害者等に対して、途切れることのない円滑で適切な相談体制を充実していくことは重要です。

相談者のニーズは多様であり、時間の経過に伴い求める支援も変わってくることから、犯罪被害者等を対象とした専門的な相談窓口の整備とともに、県や市町村における総合的な窓口の設置やインターネットを通じた情報提供等、誰もがいつでも相談し、情報を入手できる体制を構築していくことが必要です。

加えて、犯罪被害者等の相談や支援に携わる者には、犯罪被害者等の心身の状況に応じた専門的な知識・技術等が求められるほか、コーディネーターの育成等も必要です。また、支援施策推進のため、犯罪被害者等の支援に関する県民意識の把握や、犯罪被害者等の状況に配慮した的確な支援体制を構築するため、犯罪被害者等のニーズを把握することも求められています。

また、民間被害者支援団体は、犯罪被害者等がいつでもどこでも必要な支援を受けるためには必要不可欠な団体ですが、その活動は寄付やボランティアに支えられています。

このことから、犯罪被害者等の支援に際し重要な役割を果たしている団体の活動について、広報啓発等を行い県民の理解を得る必要があります。

県は、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して、群馬県犯罪被害者等支援条例を令和3年3月に制定したところですが、市町村においても、犯罪被害者等が必要とする支援を継続的に受けられるよう、犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な被害者支援を目的とした条例等の制定を行う必要があります。

◎具体的な施策

1 相談及び情報の提供等の総合的支援（犯罪被害者等基本法第11条、第23条関係、県犯罪被害者等支援条例第4条関係、第12条関係）

犯罪被害者等が直面する問題について、専門的に相談に応じることができる窓口を整備し、県や市町村における総合的な窓口の設置やインターネットを通じた情報提供等、誰もがいつでも相談し情報を入手できる体制を構築します。

施策（担当所属）	施策の内容
①犯罪被害者等支援総合窓口による情報提供等 （生活こども課）	群馬県ホームページの「犯罪被害者等施策」において、随時情報を更新し、広く県民に情報提供を行うとともに、犯罪被害者等からの意見や要望を受け付けます。
②相談支援体制の充実強化 （危機管理課、生活こども課）	ア 相談支援体制の充実強化を図るため、犯罪被害者等の相談・支援に携わる相談支援員の充実・育成に努めます。

	イ 大規模交通事故発生時に備え、被害者等支援体制の強化に努めます。
③県性暴力被害者サポートセンターの体制強化 (生活こども課)	県性暴力被害者サポートセンターを運営し、性暴力被害者に対して、専門の相談員による電話相談・面談、支援のコーディネート、支援機関等への付添い・同行支援、医療の提供、法律相談・カウンセリング等の専門相談を行う体制を強化するとともに、国の夜間休日対応コールセンターとの連携により、24時間365日の電話相談体制を整備します。また、同センターの広報啓発に一層努めます。
④各種広報啓発資料の作成・配布 (消費生活課、生活こども課)	各種広報啓発資料の作成・配布に努めます。
⑤DV被害者等に対する情報提供、相談支援 (生活こども課)	DV被害者が、情報を容易に入手できるよう広報啓発に努めるとともに、女性相談センターにおいてDV被害女性等への相談支援を行います。 また、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置を支援するとともに関係団体との連携体制を強化します。
⑥児童虐待への的確な対応 (児童福祉・青少年課)	児童虐待に対して、必要な時に的確に対応できるよう、児童相談所における夜間休日の連絡体制や相談体制の充実に努めます。
⑦子育てに関する相談支援 (児童福祉・青少年課)	子育てに関する相談窓口として、24時間、365日対応の電話相談やSNSを利用した相談など、市町村と連携した相談体制を充実します。また、児童心理司等によるカウンセリングを行います。
⑧少年被害者相談 (児童福祉・青少年課)	犯罪等の被害を受けた少年に対して、相談窓口や各種治療のための専門家、施設について情報提供をします。また、被害者の心理的負担に配慮した面接の実施に取り組みます。
⑨高齢者虐待への的確な対応 (健康長寿社会づくり推進課)	市町村が高齢者虐待に的確に対応できるよう担当者の研修を実施します。また、必要に応じて「高齢者虐待対応専門職チーム」を活用し、適切な対応を支援します。
⑩障害を理由とする差別相談の実施(障害政策課)	群馬県障害者差別相談窓口を設置し、障害を理由とする差別に苦しむ方への支援に取り組みます。
⑪インターネット上の誹謗中傷に関する相談体制の充実 (生活こども課)	インターネット上の誹謗中傷相談窓口を設置し、相談員が具体的な対処方法等の助言を行うほか、必要に応じて法律相談や心理相談等の専門相談を行います。
⑫医療機関における情報提供 (医務課、生活こども課)	医療機関に訪れた犯罪被害者等が、円滑な支援が受けられるよう、パンフレット等を配備するなど、適切な情報提供に努めます。
⑬無料交通事故相談の実施 (道路管理課)	交通事故相談所において、専門の相談員が交通事故で悩んでいる方の相談に応じます。

<p>⑭公立学校における関係機関との情報の共有 (義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)</p>	<p>公立学校では、関係機関や関係団体と連携して、情報を共有することにより、犯罪被害者等である児童生徒の相談体制の整備に努めます。</p>
<p>⑮スクールカウンセラーの活用(再掲Ⅰ-2-4②) (義務教育課、高校教育課)</p>	<p>県内の小・中学校、県立高校に配置されているスクールカウンセラーによる相談支援の中で、犯罪被害者等である児童生徒の相談に応じます。</p>
<p>⑯犯罪発生状況の情報提供(再掲Ⅲ-5-1⑬)(警察本部)</p>	<p>犯罪被害者等の個人情報に配慮した、犯罪発生状況等の情報発信活動に努めます。</p>
<p>⑰各警察署による各種相談業務の活用(警察本部)</p>	<p>ア 各警察署における被害者相談窓口については、各種広報媒体等を活用して広報に努めるとともに、相談者等へ配慮した相談室等の環境整備に努めます。 イ 警察において、相談等管理システムにより適切な管理を行い、相談内容に応じて部内外の専門窓口へ支援の確実な引継ぎが行われるよう努めます。</p>
<p>⑱被害者連絡制度による適切な情報提供(再掲Ⅰ-2-2⑤/Ⅰ-3-1③)(警察本部)</p>	<p>一定の事件に関する犯罪被害者等に対して、原則として事件の捜査状況や加害者の処分状況等に関する情報提供を行い、各種支援制度の案内に努めます。</p>
<p>⑲指定被害者支援要員制度^{*7}の適正な運用(警察本部)</p>	<p>事件発生当初における被害者やその遺族の心情を考慮した危機介入的な支援を図るため、警察署及び高速道路交通警察隊における被害者支援要員を指定し、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な支援に努めます。</p>
<p>⑳市町村における適切な情報提供及び各警察署等との連携の促進 (警察本部、生活こども課)</p>	<p>市町村における適切な情報提供を促進するため、市町村の総合窓口等の相談機関や各種相談制度等をリーフレット等により説明できるよう努めるとともに、市町村担当者会議・研修会の開催や、犯罪被害者等支援に関する各種情報等を提供します。また、警察署ごとに設置する犯罪被害者支援連絡協議会において、市町村と各警察署、地域における関係機関の連携を促進します。</p>
<p>㉑群馬県犯罪被害者等支援推進協議会における連携 (生活こども課)</p>	<p>県犯罪被害者等支援推進協議会を活用し、関係機関との連携・支援体制を強化します。</p>
<p>㉒少年サポートセンターによる支援(警察本部)</p>	<p>児童虐待や福祉犯罪^{*8}被害を受けた児童に対して、カウンセリングや居場所づくり等体験活動等への参加促進、就学・就労の支援等を推進します。</p>

*7指定被害者支援要員制度：警察において、被害者支援要員として指定された警察職員が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、関係機関等の紹介・引継ぎ等の支援をする制度

*8福祉犯罪：児童に淫行をさせる行為等、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪

⑳少年の悩み事相談窓口における対応（警察本部）	少年からのあらゆる相談に「電話」「面接」どちらでも少年相談専門員が対応します。
㉑暴力団による被害の相談支援（警察本部）	公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター及び群馬弁護士会と連携し、暴力団による被害で悩んでいる方の相談に応じます。
㉒市町村における犯罪被害者等支援条例の制定に関する協力 （生活こども課、警察本部）	犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な被害者支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定又は計画・指針の策定について適切に情報提供を行うとともに、市町村における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行います。

2 調査研究の推進並びに犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上並びに心理的負担の軽減等（犯罪被害者等基本法第21条、第23条関係、県犯罪被害者等支援条例第21条、第22条、第23条関係）

犯罪被害者等の被害の状況に応じた的確な支援が行えるよう、関係機関相互の調整をするコーディネーターの育成や手法を研究するほか、犯罪被害者等の支援に関する県民意識や犯罪被害者等のニーズを把握します。また、支援に従事する者が、犯罪被害者と同様の心理的外傷を受けることを防止するための必要な施策を講じます。

施策（担当所属）	施策の内容
①犯罪被害者等の支援に携わるボランティア等の養成 （生活こども課）	犯罪被害者等の支援に携わるボランティアの養成及び相談支援員の資質向上を図るための研修等を実施し、支援活動の充実強化を図ります。
②児童虐待防止のための事例検証（児童福祉・青少年課）	児童相談所、保健福祉事務所、警察、市町村、外部有識者等の関係者により、児童虐待死亡事例等の検証を行い、再発防止策の着実な実施に努めます。
③児童虐待予防・虐待防止のための子育て支援人材育成事業（再掲Ⅲ-5-1㉗） （児童福祉・青少年課）	児童虐待予防や防止のため、子育て支援の関係者に対して研修を行うとともに、市町村の支援体制の充実及び相談援助技術の向上を図ります。
④一時保護所の職員研修 （生活こども課）	女性を一時保護する公的施設において、犯罪被害者等と接する際の適切な対応に関し研修等を行い、犯罪被害者等に配慮した対応に努めます。
⑤教職員研修の充実（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	教職員が、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう研修等を行い、資質の向上を図ります。
⑥各種相談業務の向上 （警察本部）	警察等相談窓口設置機関において、適切な相談ができるよう、職員教育を行うほか、事例の紹介等を通じて資質向上に努めます。

⑦犯罪被害者等支援担当者の資質の向上（警察本部）	犯罪被害者等支援担当者に対するロールプレイング方式等による実践的な研修やリモート教養等による研修機会の増加により資質の向上を図ります。
⑧犯罪被害者等支援に関わる県職員の資質の向上（生活こども課）	犯罪被害者等支援に関わる県職員に対して、犯罪被害者等や支援関係者による研修等を行い、各施策内容や職員の資質向上を図るとともに、二次被害の防止に努めます。
⑨市町村職員への研修機会の提供及び市町村間の連携・協力の促進（生活こども課、警察本部）	ア 犯罪被害者等に対する理解を深めるため、市町村職員に対する各種研修の機会を提供するとともに、二次被害防止への広報・啓発に努めます。 イ 市町村間の連携・協力の促進を図るため、市町村の犯罪被害者等支援担当者を対象とする県による研修の実施等に協力します。
⑩犯罪被害者等支援に従事する者に対する支援（生活こども課）	犯罪被害者等支援に従事する者に対して、犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、相談、支援その他必要な施策を講じます。
⑪関係機関・団体との連携・協力の充実・強化（警察本部）	犯罪被害者支援が途切れることなく行われるよう、犯罪被害者支援に係わる関係団体等における研修の実施において必要な協力を行い、犯罪被害者等支援の担当職員等の意識向上を図ります。

3 民間被害者支援団体に対する援助（犯罪被害者等基本法第22条関係、県犯罪被害者等支援条例第24条関係）

民間被害者支援団体は、犯罪被害者等がいつでもどこでも必要な支援を受けられるために必要不可欠な団体です。団体の活動を支援するとともに、広く県民への周知を図ります。

施策（担当所属）	施策の内容
①民間被害者支援団体等への支援の充実及び連携・協力関係の強化（生活こども課）	ア 犯罪被害者等の相談支援に当たる民間被害者支援団体に対し、相談員の育成等支援の充実に努めるとともに、連携・協力関係の強化を図ります。 イ 性暴力被害者支援のため、民間被害者支援団体に県性暴力被害者サポートセンターの相談業務を委託し、連携・協力関係の強化を図ります。 ウ DV被害者支援のため、民間シェルターへの助成・委託等を行い、連携・協力関係の強化を図ります。
②交通遺児支援団体への支援等（道路管理課）	交通遺児に奨学金を給付する公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金に対し、事業運営や募金活動への協力を図ります。
③犯罪被害者等の援助を行う民間団体の活動への支援等（警察本部）	犯罪被害者等の援助を行う民間団体が開催するシンポジウムや講演会について、必要に応じて支援するなど、開催協力を努めるほか、当該シンポジウム等の開催について、県や市町村等の公的機関に周知し、その活動を支援します。

4 県内外の関係機関との連携（県犯罪被害者等支援条例第18条、第19条関係）

県内に住所を有しない者を含む犯罪被害者等が、県内で犯罪等により被害を受けた場合、民間支援団体その他関係機関と連携して、犯罪被害者が居住する都道府県及び当該都道府県の民間支援団体と連携し、情報の提供、助言、その他の必要な施策を講じます。

施策（担当所属）	施策の内容
①犯罪被害者等の居住地の自治体及び民間支援団体との連携（生活こども課）	民間被害者支援団体と連携し、県外自治体及び民間支援団体への情報提供等、県内で犯罪被害を受けた者に対する必要な支援を行います。

基本方針Ⅲ 犯罪被害者等を支えるための社会気運醸成への取組の推進

【重点課題5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】

◎現状と課題

犯罪被害者等の支援に対して積極的な意思を持ち、ボランティア活動に参加したいと考えている県民がいる一方、犯罪被害者等からは「近所の人や通行人に変な目で見られた」「友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した」等の意見もあり、周囲の人々の誤解、偏見による悩みや苦しきも被害の一部とも言えます。県民においても、「過度な取材等によるプライバシーの侵害」や「無責任な噂」等、周囲の無理解を人権問題として考える人が多い状況です。

犯罪被害者等への関心のある人がいる現状と周囲の人々の誤解や偏見に悩まされている実態とのギャップは、犯罪被害者等が必要とする支援への理解不足から生じるものと考えられます。

このギャップをなくし、周囲の人々の目を気にしながら生活している犯罪被害者等の負担を解消するためには、県民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等が望んでいることを知る機会を持つなど、犯罪被害者等について正しく理解することが大切です。

そこで、県民の皆さんが犯罪被害者等についての正しい理解と知識を持ち、犯罪被害者等に対する配慮が可能となるよう、学校教育や社会教育を通じて様々な広報啓発活動を行うとともに、マスコミや企業等に対し幅広い理解を求めていくことが必要です。

◎具体的な施策

1 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（犯罪被害者等基本法第20条関係、 県犯罪被害者等支援条例第20条、第21条関係）

犯罪被害者等支援への関心が高まる一方、偏見やうわさ等に悩む犯罪被害者等も多いため、県民が正しい理解と知識を持ち、犯罪被害者等に配慮した対応ができるよう、広報啓発を進めます。

施策（担当所属）	施策の内容
①児童生徒への道徳教育 （義務教育課、高校教育課、 特別支援教育課）	ア 学校での道徳教育において、誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努めます。 イ 学校での道徳教育において、「命の大切さ」についての指導を行い、児童生徒が自他の命を大切にすることを育るとともに、善悪の判断を身に付けさせることにより、規範意識を高めます。
②学校教育における人権教育の推進 （義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	学校での人権教育において、犯罪被害者等の人権問題についての理解を深めます。

③社会教育における人権教育事業の活用（生涯学習課）	社会教育における人権教育指導者養成講座や指導者の資質向上研修事業において、犯罪被害者等の人権問題を取り上げ、理解を深めます。
④「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業（警察本部、生活こども課）	犯罪被害者週間（11/25～12/1）に集中的な広報啓発を実施し、犯罪被害者等の置かれている状況について、県民の一層の理解に努めます。
⑤特定期間内における集中的な広報啓発の実施（警察本部、消費生活課、道路管理課、生活こども課、児童福祉・青少年課）	ア 県民防犯運動等期間中の啓発 イ 交通安全運動期間中の啓発 ウ 人権週間（12/4～12/10）期間中の啓発 エ 児童虐待防止推進月間（11月）中の啓発 オ 女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）期間中のDV被害者根絶のための啓発
⑥民間被害者支援団体との共同による広報啓発活動（警察本部、生活こども課）	ア 民間被害者支援団体が行う各種広報啓発事業を支援し、共同して幅広い理解の促進に努めます。 イ 犯罪被害者等の自助グループ ^{*9} が行う啓発活動への支援に努めます。 ウ 配偶者等からの暴力（DV）被害者支援団体が行う啓発活動への支援に努めます。
⑦児童虐待予防・虐待防止のための子育て支援人材育成事業（再掲Ⅱ-4-2③）（児童福祉・青少年課）	児童虐待予防や防止のため、子育て支援の関係者に対して研修を行うとともに、市町村の支援体制の充実及び相談援助技術の向上を図ります。
⑧インターネット上の誹謗中傷等に関する広報啓発活動の強化と県民のインターネットリテラシーの向上（戦略企画課、児童福祉・青少年課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）	ア 小・中・高校及び特別支援学校において、児童生徒及び保護者に対し、インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例や相談窓口等について周知を図ります。また、動画教材等を活用し、児童生徒のインターネットリテラシーの向上に努めます。 イ 子どもや保護者に対し、セーフネット標語「おぜのかみさま」の普及・啓発を行います。
⑨県の広報メディアの活用（警察本部、生活こども課）	県の広報メディアを利用して、犯罪被害者等への理解を促進するための情報を積極的に提供します。
⑩中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等（警察本部）	中学生・高校生を対象に、命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」の開催や、命の大切さに関する考えや意見等についての作文を募る「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールに積極的な応募を呼びかけることにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の涵養や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。

*9自助グループ：同じ問題を抱える人同士が集まって意見を交換し、互いに援助しあう活動グループ

<p>⑪大学生を対象とした犯罪被害者支援にかかる講義と社会参加活動の促進 (警察本部)</p>	<p>犯罪被害者支援にかかる理解を深め、同支援に関する社会参加活動を促進するため、大学への理解と協力を求めるほか、大学生に対し犯罪被害者等の立場や支援のあり方等に関する講義等を積極的に行うとともに、社会参加活動の場を提供します。</p>
<p>⑫犯罪被害者等に関する個人情報保護 (警察本部)</p>	<p>警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望等を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるように配慮します。</p>
<p>⑬犯罪発生状況の情報提供(再掲Ⅱ-4-1⑯)(警察本部)</p>	<p>犯罪被害者等の個人情報に配慮した、犯罪発生状況等の情報発信活動に努めます。</p>
<p>⑭犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動 (警察本部)</p>	<p>犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等に対する理解と支援の重要性等に関する広報啓発活動を行い、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。</p>

第3章 主な被害分野への対応と施策

1 身体犯（殺人・傷害等）による被害

突然の犯罪等の被害により家族等を失った遺族の方々は、事件による精神的なショックとそれに伴う身体の不調、経済的な困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々のうわさやマスコミの取材・報道によるストレス等、一度に様々な問題を抱えることとなります。また、自らが負傷するような傷害等の被害者は、負傷したことによる失職・就労困難、治療費の支出、治療のための時間的負担等の様々な問題を抱えています。

このような方々が、早期に被害の回復・軽減ができるよう施策を推進します。

施策	所管課等	第2章掲載箇所※
各警察署による各種相談業務の活用	警察本部	Ⅱ－４－１－⑰
捜査過程における二次被害の防止	警察本部	I－２－３
カウンセリング体制の充実	警察本部	I－２－３－⑤
刑事手続や被害回復手続等の情報提供	警察本部	I－３－１ Ⅱ－４－１
指定被害者支援要員制度の活用による支援	警察本部	Ⅱ－４－１－⑲
被害者連絡制度の活用による情報提供	警察本部	Ⅱ－４－１－⑱
犯罪被害給付金制度による給付金の支給	警察本部	I－１－２－①
救急医療体制の整備	医務課 生活こども課	I－２－１－②
自立生活支援 （各種生活支援・各種子育て支援）	健康福祉課 児童福祉・青少年課	I－２－１－④ I－２－１－⑦
犯罪被害者等へのこころの健康相談支援	障害政策課	I－２－１－①
ひとり親支援	児童福祉・青少年課	I－２－１－⑧
各種就労支援	労働政策課	I－１－４－②
県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮	住宅政策課	I－１－３－①
民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	住宅政策課	I－１－３－②

※第2章掲載箇所については、当該施策に係る内容が第2章に掲載されている項目について表記しています。

（記載例）

基本方針Ⅱ 支援体制整備への取組

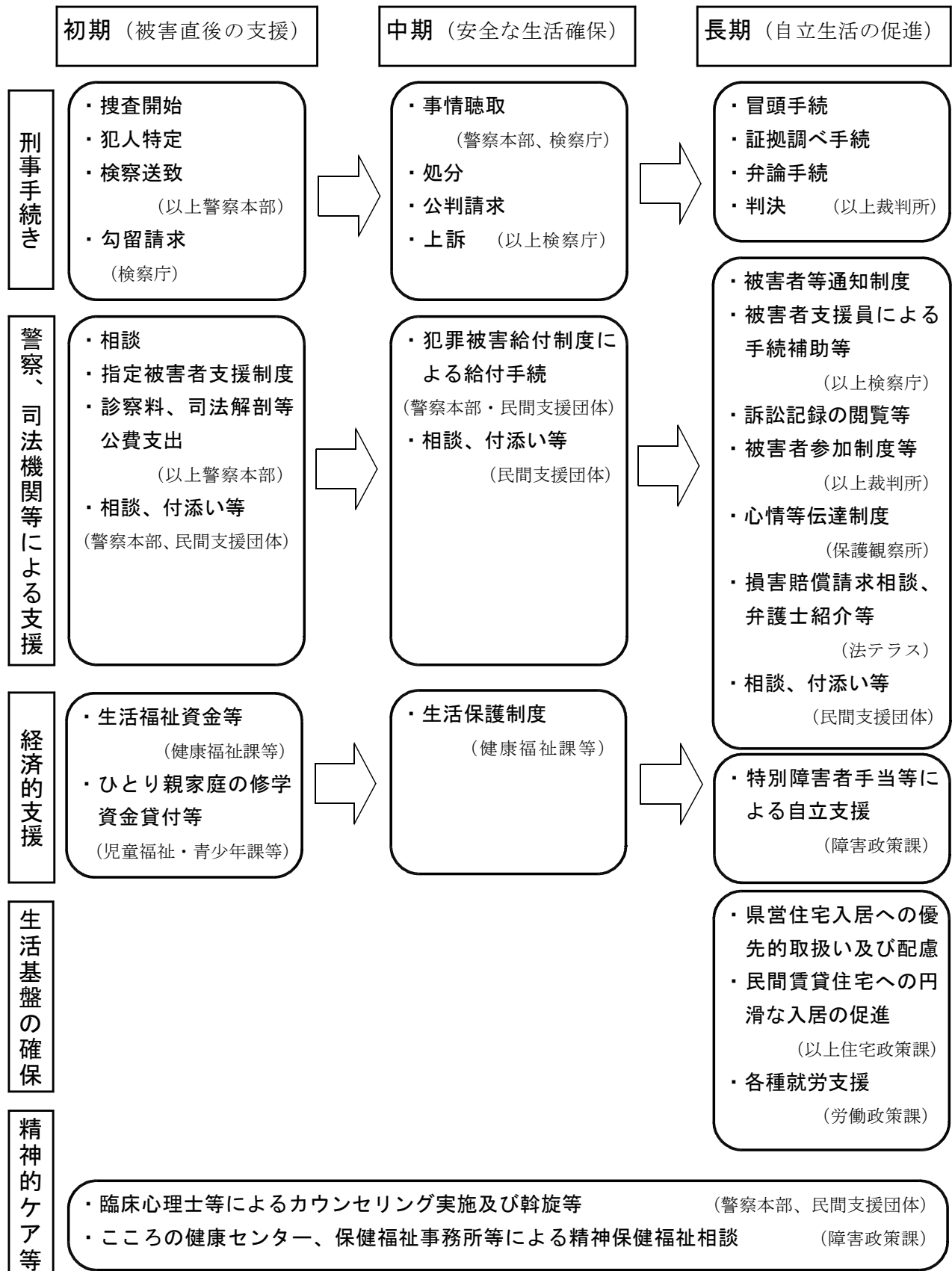
【重点課題4 支援等のための体制整備への取組】

1 相談及び情報の提供等の総合的支援（犯罪被害者等基本法第11条関係）

⑰各警察署による各種相談業務の活用【警察本部】

⇒ 「Ⅱ－４－１－⑰」と記載

【身体犯被害者支援の流れ ※犯人が特定された場合】



2 性暴力・性犯罪による被害

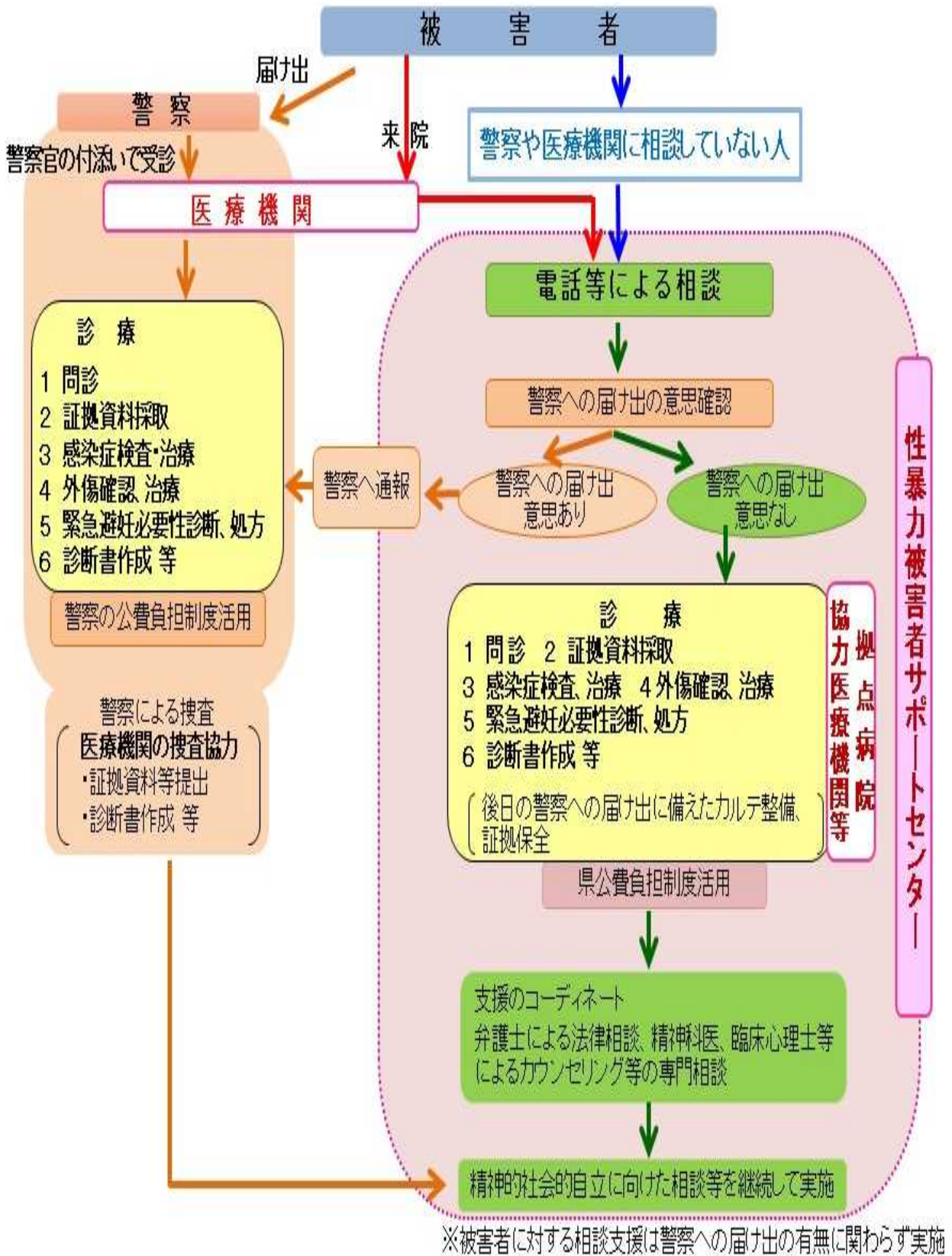
同意のない性的行為はすべて性暴力であり、特に強制性交等や強制わいせつ等の性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。

精神的な被害が深刻な性暴力・性犯罪による被害者に対しては、警察による捜査、刑事手続や関係機関による支援等において二次被害を与えない配慮が重要です。

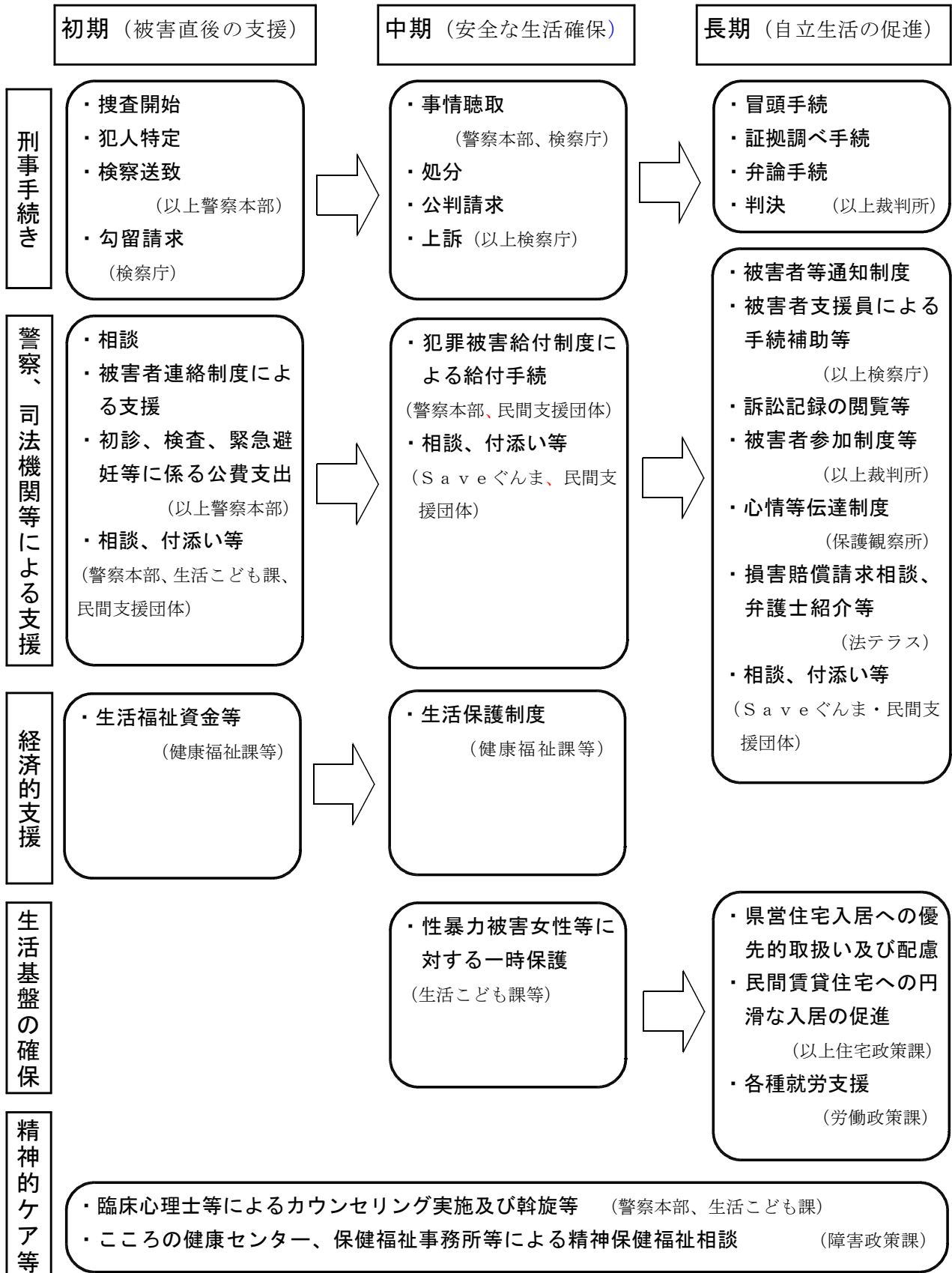
このような性暴力・性犯罪被害者等の精神的被害の軽減・回復を図り、性犯罪の潜在化を防止する必要があることから、県では民間支援団体、医療機関等と連携し、県性暴力被害者サポートセンター（通称：Saveぐんま）において、専門の相談員による電話相談・面談、支援のコーディネート、支援機関等への付添い・同行支援、産婦人科医療の提供、法律相談・カウンセリング等の専門相談を行っています。今後はさらに、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、支援体制の充実・強化を図ります。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
性犯罪被害相談窓口の充実と対応者の資質の向上	警察本部	Ⅱ－４－１－⑰ Ⅱ－４－２－⑥
県性暴力被害者サポートセンターの体制強化	生活こども課	Ⅱ－４－１－③
カウンセリング体制の充実	警察本部 生活こども課	Ⅰ－２－３－⑤ Ⅱ－４－１－③
性犯罪捜査での女性警察官による事情聴取の拡大	警察本部	Ⅰ－２－３－①
証拠採取時における配慮	警察本部	Ⅰ－２－３－①
交番等における女性被害相談所の充実	警察本部	Ⅱ－４－１
民間被害者支援団体との連携による支援の充実	警察本部 生活こども課	Ⅱ－４－１ Ⅱ－４－３－①
刑事手続、損害回復手続等の情報提供	警察本部	Ⅰ－３－１ Ⅱ－４－１
被害者連絡制度の活用による情報提供	警察本部	Ⅱ－４－１－⑱
その他の公費支出の適切な運用	警察本部 生活こども課	Ⅰ－１－２－③
救急医療体制の確保 （再掲 1 身体犯（殺人・障害等）による被害）	医務課 生活こども課	Ⅰ－２－１－②
性暴力被害女性等に対する一時保護	生活こども課	Ⅰ－１－３－③
自立生活支援	健康福祉課 生活こども課	Ⅰ－２－１－④ Ⅰ－１－３－③
犯罪被害者等へのこころの健康相談支援	障害政策課 生活こども課	Ⅰ－２－１－①
各種就労支援	労働政策課	Ⅰ－１－４－②
県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮	住宅政策課	Ⅰ－１－３－①
民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	住宅政策課	Ⅰ－１－３－②

【性暴力・性犯罪による被害者支援の流れ】



【性暴力・性犯罪による被害者支援の流れ ※被害届が出され、犯人が特定された場合】



3 被害少年の保護

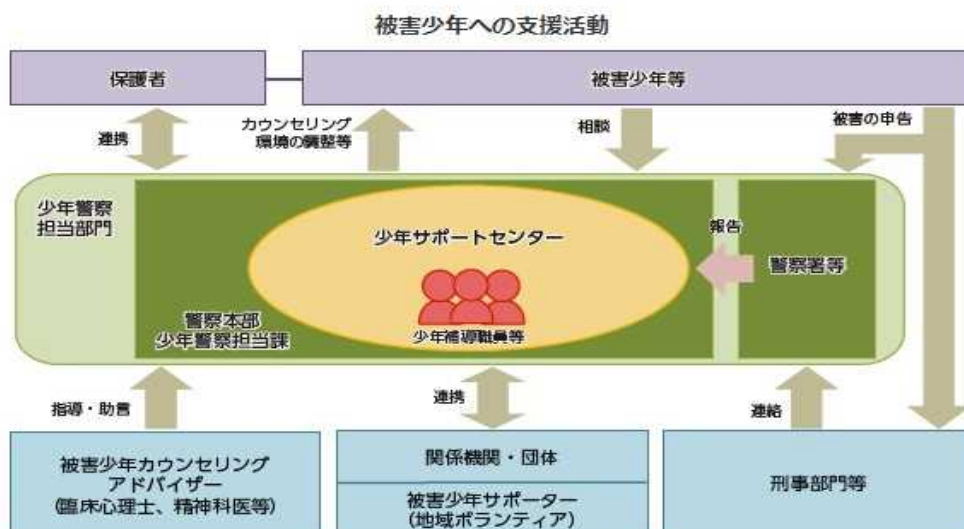
心身ともに未成熟な少年が、犯罪、いじめ、児童虐待等による被害に遭った場合、それによって受ける精神的ダメージは大人に比べて非常に大きく、また、大人のように苦しい心のうちを言葉などで表現して自由に発散する術を持たないことから、心の傷は大人以上に根の深いものとなりがちです。

また、被害のダメージにより、問題行動等に走ったり、最悪の場合には自殺に追い込まれるなど、その健全な育成を害されるケースが多くあります。

このため、こうした少年の特性に配慮しながら、犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する必要があります。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
少年サポートセンターによる支援	警察本部	Ⅱ－４－１－㉔
少年の悩み事相談窓口における対応	警察本部	Ⅱ－４－１－㉕
要保護児童対策地域協議会等の活用による早期対応	児童福祉・青少年課	Ⅰ－２－２－㉓
里親制度の活用	児童福祉・青少年課	Ⅰ－２－１－㉓
児童相談所による保護・支援等	児童福祉・青少年課	Ⅰ－２－２－㉔
学校における被害少年のサポート・虐待の早期発見	義務教育課	Ⅱ－４－１－㉔
	高校教育課	Ⅱ－４－１－㉔
	特別支援教育課	Ⅱ－４－１－㉔
スクールカウンセラーの活用	義務教育課	Ⅱ－４－１－㉕
	高校教育課	Ⅱ－４－１－㉕
被害児童からの事情聴取における配慮	警察本部	Ⅰ－２－３－㉖
	児童福祉・青少年課	

【被害少年への支援活動の流れ】



※令和3年版 犯罪被害者白書より抜粋

4 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）による被害

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、配偶者等を支配し、服従させるため、あるいは自分のイライラを解消するために用いられる暴力で、配偶者等の苦しみや人格を全く無視するものです。

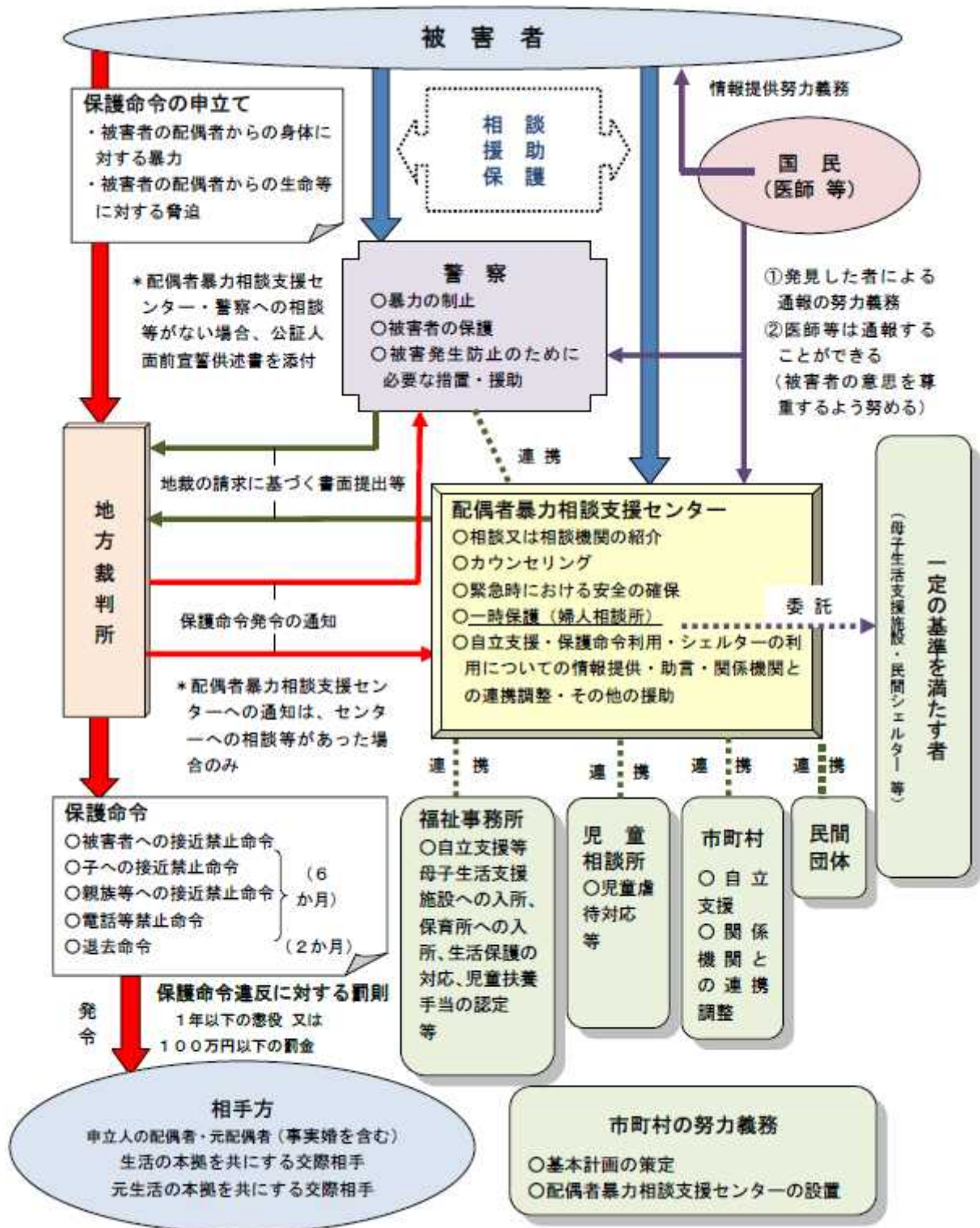
その形態は、身体的暴力だけにとどまらず、精神的、性的、経済的、社会的、子どもを利用した暴力などがあり、複雑に重なり合っています。

更に、DVは家庭内で起こることが多く、被害の潜在化も深刻な問題です。また、児童虐待との関連性や同時発生も懸念されます。

このことから、DV相談等により被害を早期に発見し、被害者の保護や事件化等被害者の心情に配慮した迅速・的確な対応を図ります。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
DV相談窓口での的確な対応	警察本部 生活こども課	Ⅱ－４－１－⑰ Ⅱ－４－１－⑤
DV被害者等に接する際の再被害防止の為の啓発	警察本部 生活こども課	Ⅱ－４－２－⑥ Ⅱ－４－２－④
民間被害者支援団体に対する援助	生活こども課	Ⅱ－４－３－①
DV被害者等支援に関する広報・啓発	生活こども課	Ⅲ－５－１－⑤ Ⅲ－５－１－⑥
DV被害者等の一時保護等	生活こども課	Ⅰ－１－３－③ Ⅰ－２－２－①
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適正な運用	警察本部 生活こども課	Ⅰ－２－２
住民基本台帳閲覧制限等の運用による支援	警察本部、市町村課	Ⅰ－２－２－⑥
自立生活支援（各種生活支援・各種子育て支援）	健康福祉課 児童福祉・青少年課	Ⅰ－２－１－④ Ⅰ－２－１－⑦
県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮	住宅政策課	Ⅰ－１－３－①
民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	住宅政策課	Ⅰ－１－３－②
各種就労支援	労働政策課	Ⅰ－１－４－②

【配偶者等からの暴力による被害者支援の流れ】



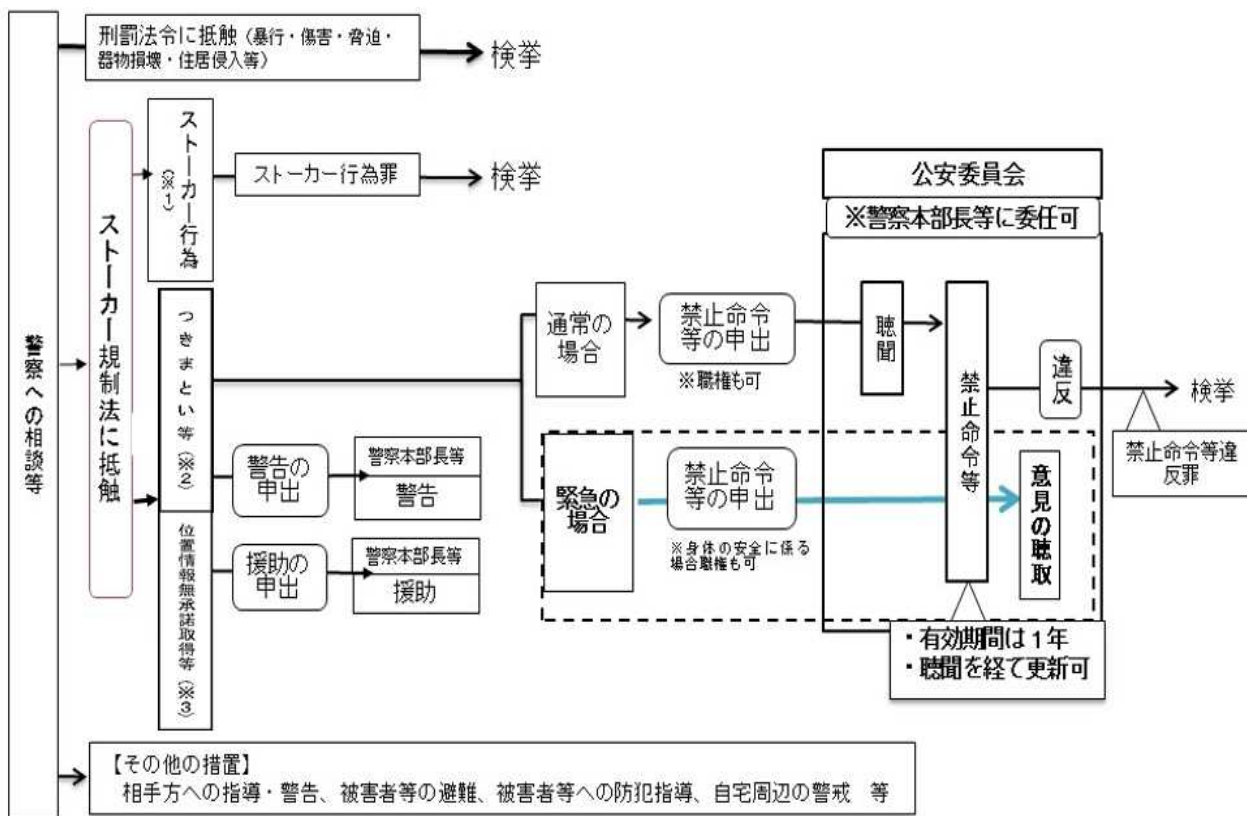
5 ストーカー事案による被害

ストーカー行為は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、行為がエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものです。

相談受理等による被害の早期発見により「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に対する警告」等の行政指導及び事件化等被害者の心情に配慮した迅速・的確な対応を図ります。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
ストーカー被害者に関する相談窓口の充実強化	警察本部	Ⅱ-4-1-⑰
「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の適正な運用	警察本部	I-2-2
住民基本台帳閲覧制限等の運用による支援	警察本部、市町村課	I-2-2-⑥

【ストーカー事案に対する対応の流れ】



※1 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいう。

※2 「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で以下の行為をすること。

- | | | | | |
|----------------------------|----------------|---|---------|---------------------------|
| 1 つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・みだりにうろつく | 2 監視していると告げる行為 | 3 面会・交際の要求 | 4 乱暴な言動 | 5 無言電話・連続電話・FAX・電子メール・SNS |
| 6 汚物などの送付 | 7 名答を偽つける | 8 性的羞恥心の侵害（※電磁的記録等を送りつける行為も含まれることを確認的に規定） | | |

※3 位置情報無承諾取得等とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で以下の行為をすること。

- | |
|--|
| 1 相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置(GPS機器等)に係る位置情報を取得する行為 |
| 2 相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付ける等の行為 |

6 悪質商法等による被害

悪質商法等による被害は、社会や経済情勢を反映し、様々な手口が用いられ、幅広い年代に被害が発生しています。特に、生計や健康などに不安を抱く高齢者や社会経験が乏しい若年者をターゲットにした消費者被害が深刻な問題となっています。

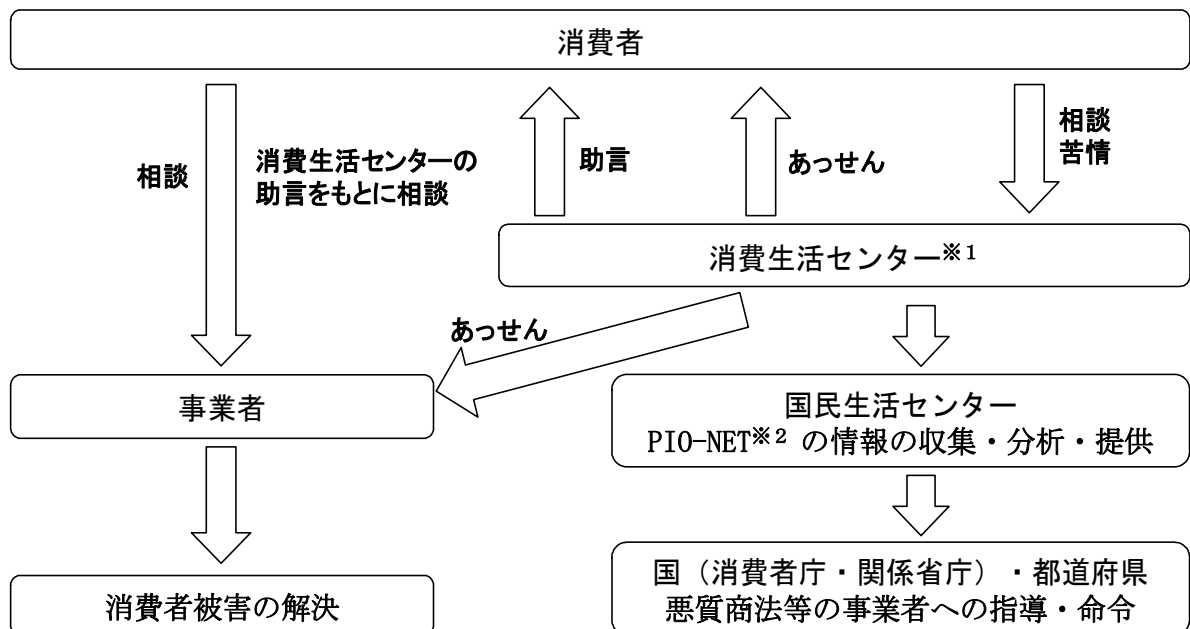
例えば、高齢者の消費者被害では、判断力の低下に付け込んで次々と必要以上にふとんを売り付けたり、点検を口実に訪問したリフォーム業者が「このままでは家が倒壊する」などと不安を煽って必要のない工事を行い、高額な費用を請求するなどの事案が発生しています。

また、若年者の消費者被害では、必ず儲かるなどと投資や副業などに勧誘され、高額な支払いをしたにもかかわらず、全く利益が出なかったり、事業者と連絡がとれなくなったりするなどの事案が発生しています。

このため、警察、消費生活センター等が連携して情報の共有化を図り、消費者被害防止のための情報提供や啓発を積極的に行うとともに、消費者が安心して相談できるよう、消費生活センター等相談窓口の充実や周知を図る必要があります。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
被害相談窓口の充実強化	警察本部、消費生活課	Ⅱ-4-1
被害の未然防止対策のアドバイス	警察本部、消費生活課	Ⅱ-4-1
被害の情報収集と県民への情報提供	警察本部、消費生活課	Ⅱ-4-1
被害者等への情報提供	警察本部、消費生活課	Ⅱ-4-1

【悪質商法等の消費者被害にかかる消費生活相談の流れ】



※1 群馬県内には20カ所の消費生活センターが設置されており、住民からの消費生活相談を受け付けています（県消費生活センター1カ所、市町村消費生活センター19カ所）。

※2 PIO-NETは「全国消費生活情報ネットワークシステム」の略称で、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで繋ぎ、消費生活相談情報の収集等を行っています。

7 特殊詐欺による被害

特殊詐欺は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称で、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺等の10種類に分類されます。

特殊詐欺の被害は、平成24年から増加に転じて以来、高止まりの状態にあり、依然として社会に大きな不安を与えている状況にあります。

預金口座等への振込を利用して行われた、特殊詐欺等の犯罪行為により被害を受けた方に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対し、犯罪に利用された預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者の方に被害回復に係る各種制度の教示を行うなど積極的な情報提供に努めます。

施 策	所管課等	第2章掲載箇所
犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	警察本部	I-1-2

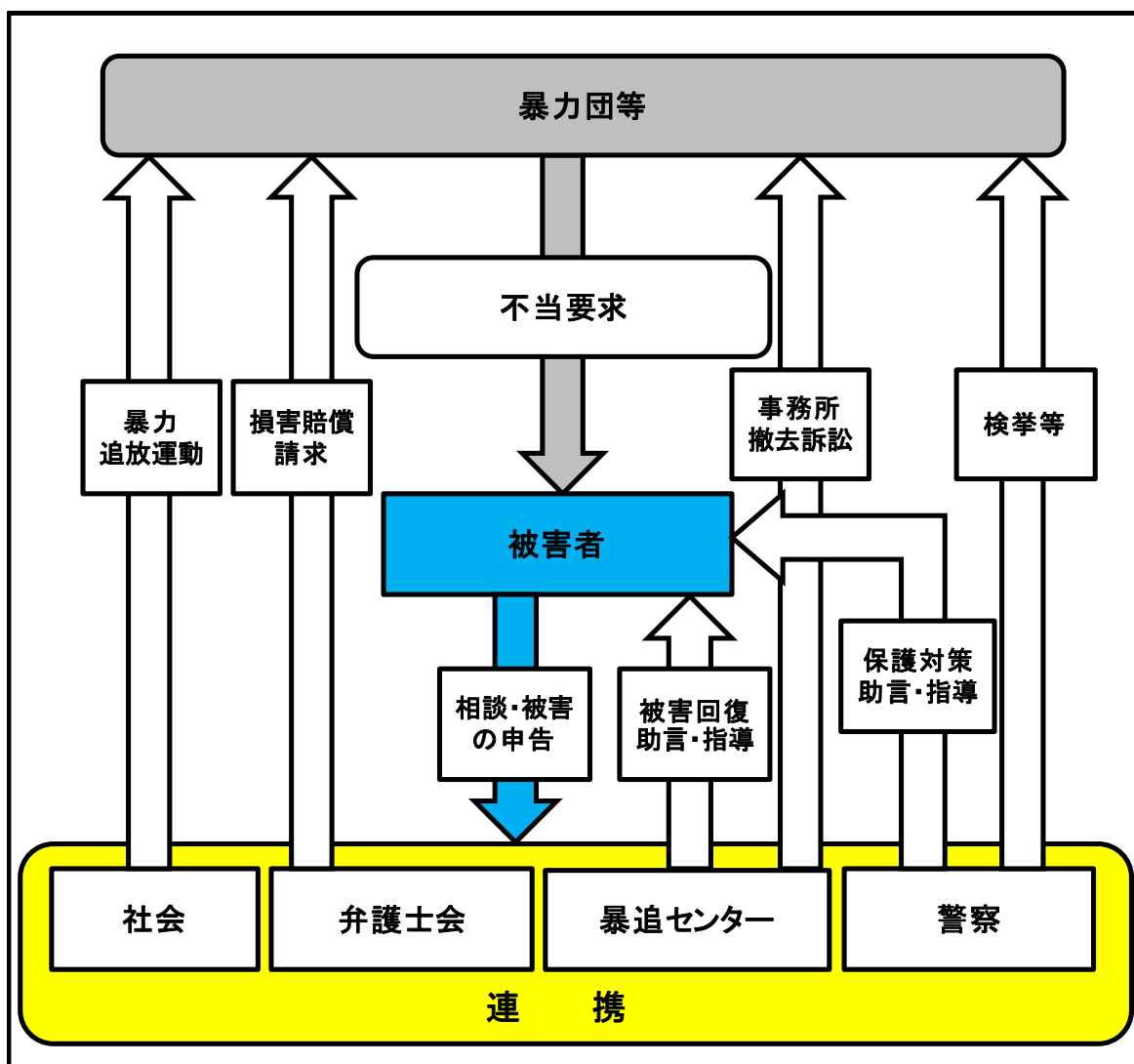
8 暴力団犯罪による被害

暴力団犯罪の被害者等は、警察や行政に相談することによる暴力団員からの「お礼参り」や嫌がらせ等の不安を抱いている場合が少なくありません。

相談者が安心して相談できるよう、被害者等の安全の確保を強化し、相談をしやすい体制を整備し、再被害防止に努めます。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
暴力団関係相談受理時の適正な対応	警察本部	I-1-1-⑤
被害回復交渉についての助言	警察本部	I-1-1-⑤
被害回復交渉を行う場所としての警察施設の提供	警察本部	I-1-1-⑤
公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターとの連携による支援の充実	警察本部	I-1-1-⑤

【暴力団事案に対する対応の流れ】



9 交通事故（危険運転致死傷、過失運転致死傷、ひき逃げ等）による被害

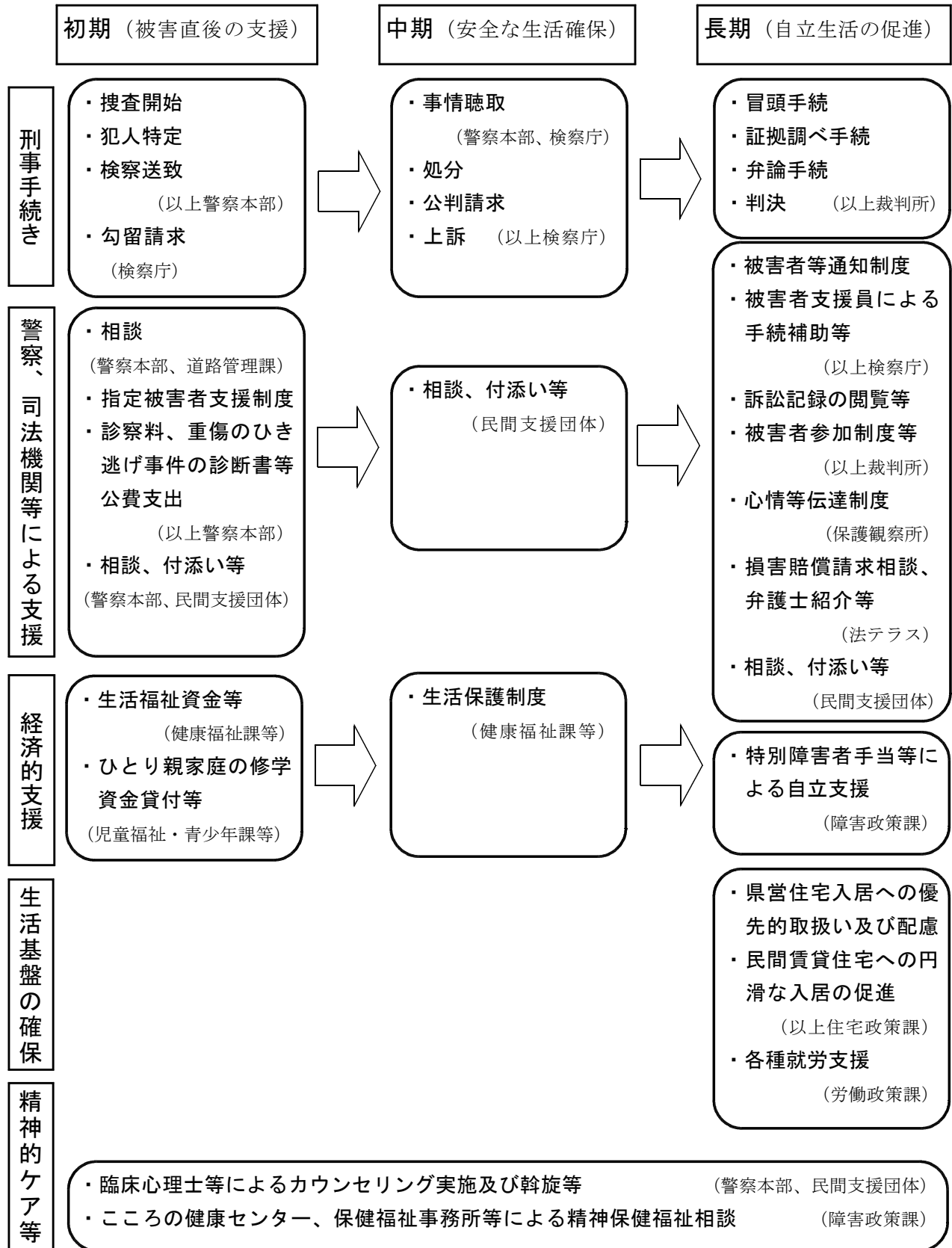
令和2年中の本県における交通人身事故の発生件数は9,266件で、交通事故による死者数は、前年と比較して16人減少しましたが、45人の尊い命が奪われました。

交通事故の被害者等が受ける被害については、従来、生命、身体、財産上の被害及び経済的被害が問題とされてきましたが、近年、精神的被害についても深刻であることが明らかとなりました。他の事件と同様に様々な問題を抱えている交通事故による被害者に対しても、問題の早期解決、被害の回復・軽減を図るための施策が必要です。

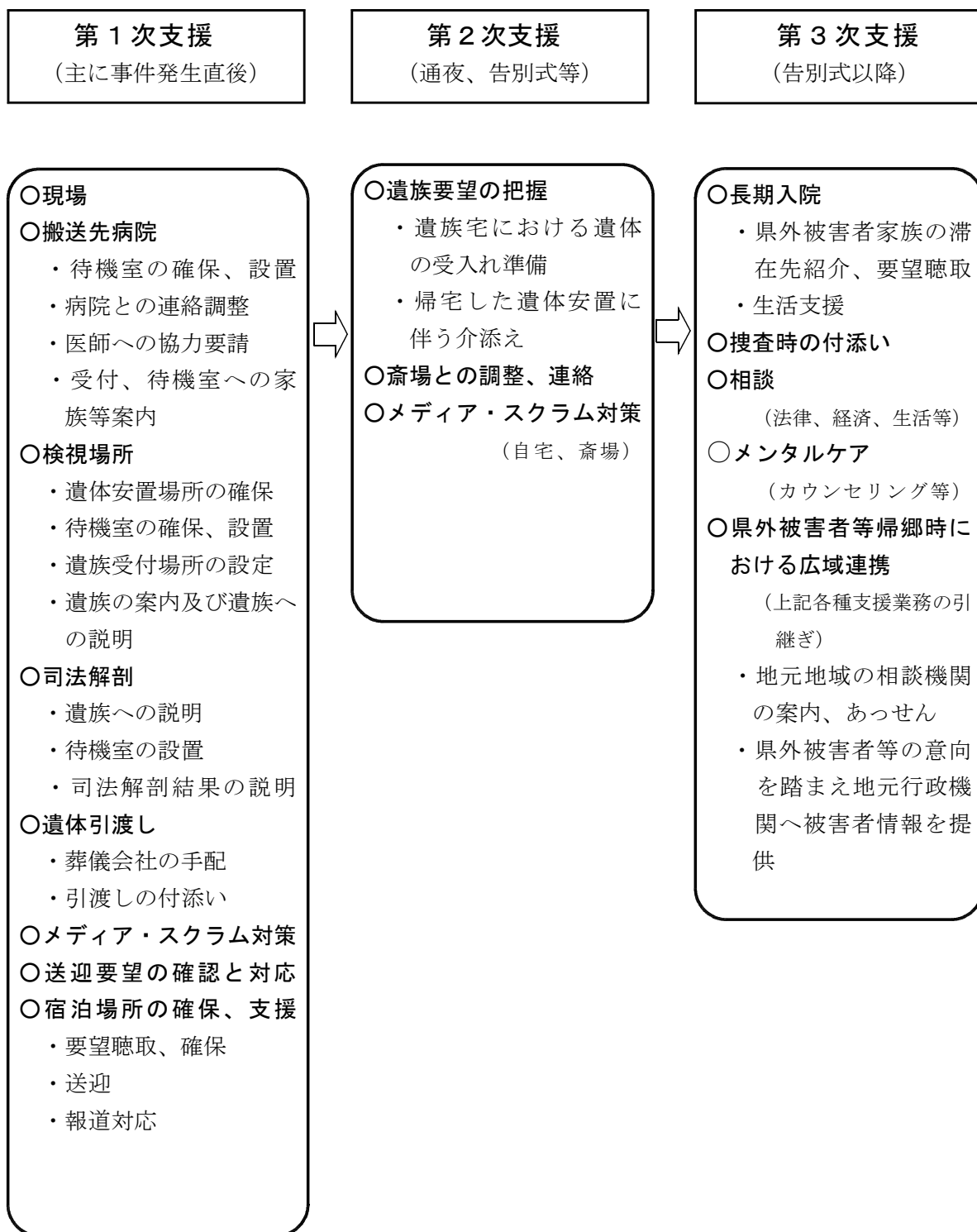
また、平成24年4月に関越自動車道藤岡ジャンクションで発生した高速バス事故を契機に、社会的に大きな影響を及ぼす又はその可能性のある大規模な交通事故については、特に第1次支援において、事故発生による混乱により情報の不足や被害者支援に係る人的資源が不足することから、被害直後に関係機関による事故対策連絡会議を設置し、迅速に被害者支援にあたる体制を整えました。

施 策	所管課等	第2章掲載箇所
大規模交通事故発生時の初期段階における連絡員の派遣	危機管理課	Ⅱ－4－1－②
大規模交通事故発生時の緊急対応	生活こども課	Ⅱ－4－1－②
交通事故相談の実施と情報提供	警察本部 道路管理課	I－1－1－③ Ⅱ－4－1－⑬
被害者連絡制度の活用による情報提供	警察本部	I－2－2－⑤
交通事故捜査時における二次被害の防止	警察本部	I－2－3
交通遺児支援制度の周知	警察本部 道路管理課	I－1－2－④
後遺障害者への支援	障害政策課	I－2－1
ひとり親支援	児童福祉・青少年課	I－2－1－⑧
各種就労支援	労働政策課	I－1－4－②
自立生活支援（各種生活支援・各種子育て支援）	健康福祉課 児童福祉・青少年課	I－2－1－④ I－2－1－⑦
犯罪被害者等へのこころの健康相談支援	障害政策課	I－2－1－①
県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮	住宅政策課	I－1－3－①
民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	住宅政策課	I－1－3－②

【交通事故被害者支援の流れ ※犯人が特定された場合】



【大規模交通事故発生時の被害者支援業務について】



※ 実施主体について

警察本部、被害者支援団体が中心となり支援を行うが、必要に応じて県（危機管理課、生活こども課）、市町村、関係機関と連携して実施する。

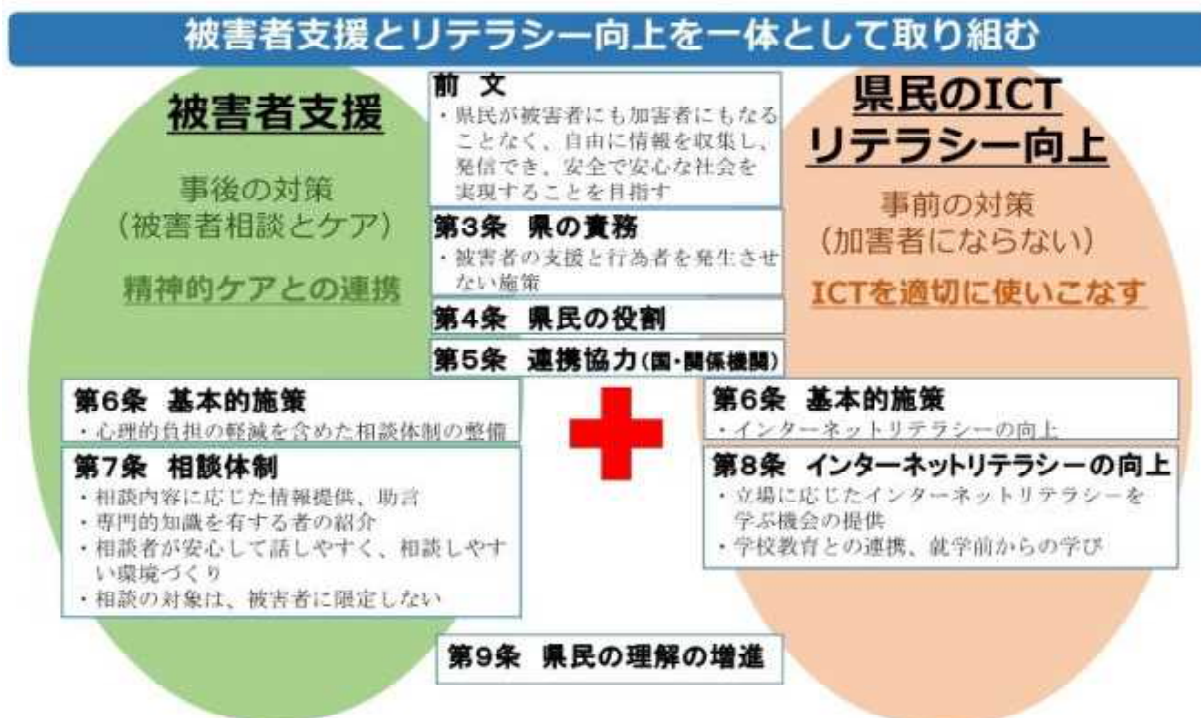
10 インターネット上の誹謗中傷等による被害

SNS等のプラットフォームサービスの普及に伴い、インターネット上で気軽に自由なコミュニケーションを行うことができるようになった一方で、匿名のまま不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込んだり、特定個人のアカウントに対して一方的に誹謗中傷のメッセージ等を発信したりする事例も発生しており、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。この問題に対処するためには、インターネット上の誹謗中傷等により被害を受けた方に寄り添い、被害者の視点に立った支援を行うとともに、正しくインターネットを活用する知識と能力を身につけることが重要となります。

県では、誰もがインターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な社会の実現を目指し、令和2年12月、「インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を制定するとともに、インターネット上の誹謗中傷相談窓口を設置し、相談体制を整えました。

施策	所管課等	第2章掲載箇所
インターネット上の誹謗中傷に関する相談体制の充実	生活こども課	Ⅱ-4-1-⑪
インターネット上の誹謗中傷等に関する広報啓発活動の強化と「県民のインターネットリテラシーの向上」	戦略企画課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 児童福祉・青少年課	Ⅲ-5-1-⑧

群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例の概要



資料編

※令和3年の統計データが出ましたら、●及びグラフを差し替えます。

1 犯罪被害の現状等

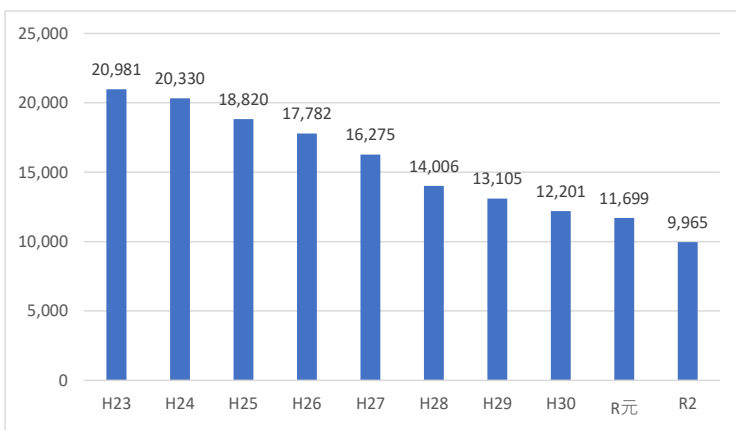
1 犯罪被害の現状

(1) 群馬県の犯罪発生状況（交通人身事故を除く）

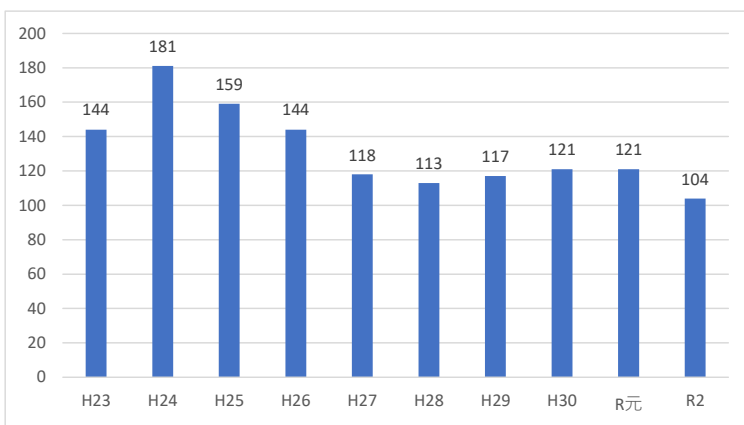
本県の刑法犯認知件数*10は、平成16年の42,643件をピークに、その後減少に転じ、令和3年は●件と平成16年に比べ●%●●しています。【図1参照】

被害が深刻な事態となる重要犯罪の認知件数は、平成15年の366件をピークに、減少傾向となり、令和3年は、●件、内訳は殺人●件、強盗●件、放火●件、強制性交等●件、略取誘拐・人身売買●件、強制わいせつ●件となっています。【図2参照】

【図1】群馬県の刑法犯認知件数の推移



【図2】群馬県の重要犯罪認知件数の推移



群馬県警察本部ホームページ「治安統計」等に基づき作成

*10刑法犯認知件数：殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪を警察で認知した件数をいいます。交通事故（業務上過失致死傷・危険運転致死傷等）は、含みません。

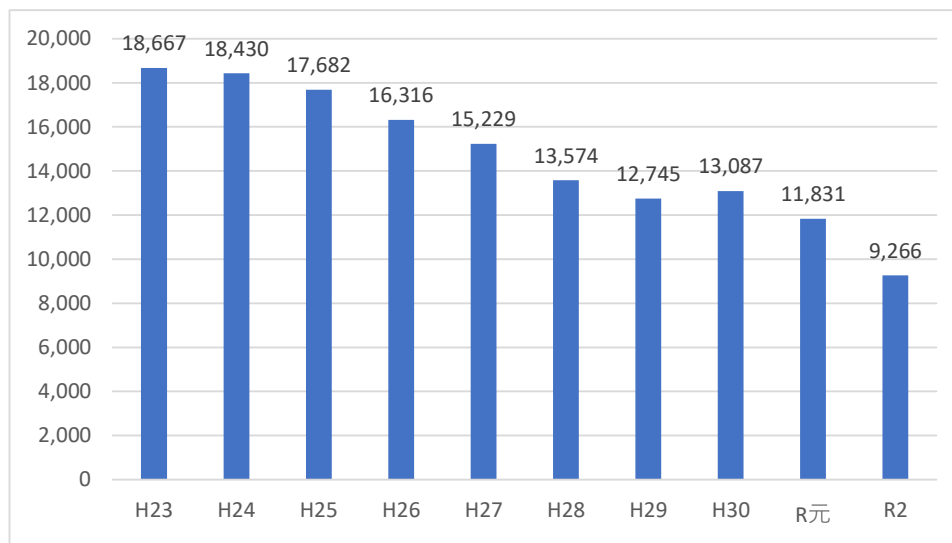
(2) 交通人身事故の状況

本県の交通人身事故発生件数は、平成17年以降減少傾向が続いており、令和3年は●件となっています。【図3参照】

また、死者数については、増減を繰り返しながらも減少傾向が続いており、令和3年は●人で、統計開始以来最少の数値となっています。

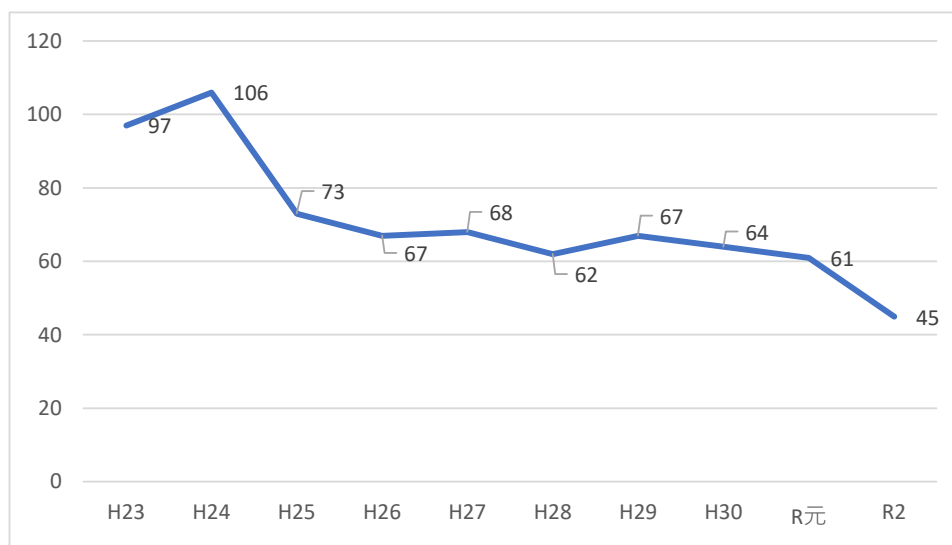
【図4参照】

【図3】群馬県の交通人身事故発生状況



群馬県警察本部ホームページ「交通統計」等に基づき作成

【図4】群馬県の交通人身事故死者数



群馬県警察本部ホームページ「交通統計」等に基づき作成

群

2 犯罪被害者等の置かれた状況

(1) 犯罪被害者等の抱える様々な問題

犯罪の被害者やその家族（犯罪被害者等）は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的な困窮、捜査や裁判の過程における精神的苦痛や時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や配慮に欠けた対応によるストレス、不快感など、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は「二次被害」と言われ、多くの犯罪被害者等がこのような被害を受けているとされています。

被害者の抱える問題の中でも、精神的な被害は深刻です。先の地下鉄サリン事件や阪神淡路大震災の被害者（被災者）が様々なトラウマ（心的外傷）^{*11}やPTSD（心的外傷後ストレス障害）^{*12}の症状を訴えたことにより、被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになりました。

(2) 事件後の心境や状況

平成20年10月に内閣府が行った「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、事件後の心境や状況については、被害者や被害者の家族の6割以上が「不安を抱えた」と回答するなど、多くの被害者や被害者の家族が深刻な精神的被害を受けていることが明らかとなっています。

(3) 犯罪被害者等の相談機関・窓口の認知度

平成29年1月に内閣府が行った「犯罪被害者等施策に関する世論調査」によると、犯罪の被害にあった人が打ち明けたり相談出来る機関・窓口として、知っているものを聞いたところ「児童相談所」を挙げた者の割合が83.3%と最も高く、以下、「法テラス」（30.9%）、「配偶者暴力相談支援センター」（29.0%）、「女性センター（男女共同参画センターなど）」（27.5%）、「犯罪被害者支援センター」（25.5%）などの順となっています（複数回答、上位5項目）。

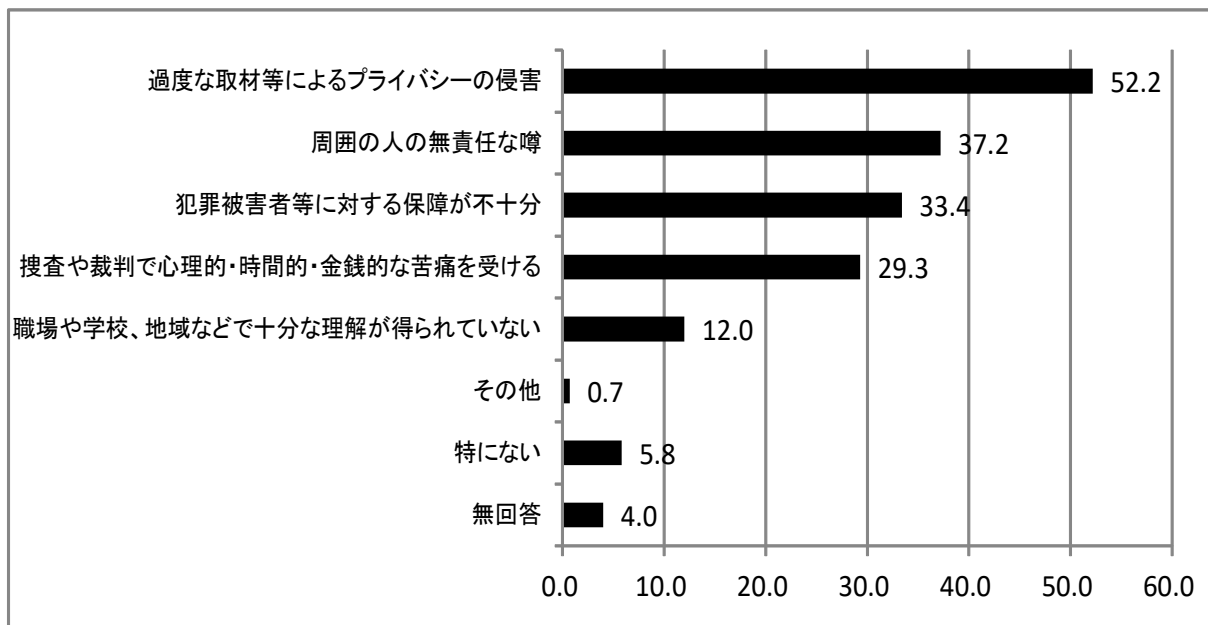
*11トラウマ(Trauma:心的外傷)：犯罪や事故による被害、自然災害、戦争被害、家族や友人の死等の個人では対処できない衝撃の大きな出来事に遭遇したときに受ける精神的な傷のこと。

*12PTSD(Post-traumatic Stress Disorder:心的外傷後ストレス障害)：事件等の出来事によりトラウマを受けた人が、その出来事の数週間から数か月後に次のような持続的な精神的、身体的症状を呈すること。トラウマの症状が人により様々であるのに対し、PTSDの症状は、個人の性格や生活史にかかわらず、かなり共通したものであることが明らかとなっている。

(4) 県民から見た犯罪被害者の人権問題

平成22年12月に県が行った「人権問題に関する県民意識調査」によると、犯罪被害者等の人権問題については、「過度な取材等によるプライバシーの侵害」が52.2%で最も多く、次いで、「周囲の人の無責任な噂」が37.2%と、取材や噂といった情報に関する項目が上位2項目を占めています。

(単位：%)



「平成22年度人権問題に関する県民意識調査結果報告書」(群馬県)

3 犯罪被害者等支援の経緯

(1) 国際的な動き

1985年（昭和60年）国連総会において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されました。

宣言では、

- ① 被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること
- ② 被害者に対して、訴訟手続における被害者の役割や訴訟の進行状況、訴訟結果等に関する情報を提供する必要があること
- ③ 被害者が必要な物質的、医療学的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと
- ④ 各国政府は、警察、裁判、医療、社会福祉等の関係機関の職員に十分な教育訓練を行い、司法上・行政上の敏速な対応を進めるため適切な制度整備等を行うこと

などが盛り込まれ、犯罪被害者等支援は国際的な潮流となっています。

(2) 国の動き

犯罪被害者等のための施策については、昭和20年代はどちらかといえば治安対策や交通政策に位置付けられて始まり、昭和49年8月30日のいわゆる三菱重工ビル爆破事件を契機に制度の確立を求める遺族、マスコミ等からの声の高まりにより制定された「犯罪被害者等給付金支給法」から公的な保障制度が確立しました。

その後、平成3年に開催された「犯罪被害者給付制度発足10周年記念シンポジウム」において、特に精神的援助の必要性が被害者自身によって強く指摘され、これを契機として更なる犯罪被害者等支援のための検討が始まりました。

警察庁では、平成8年2月、被害者対策に対する基本方針を取りまとめた「被害者対策要綱」を制定し、全国に通知したほか、平成11年6月には、警察官が捜査活動の際に守るべき心構えや捜査方法、手続き等を定めた犯罪捜査規範を改正し、犯罪被害者等に対する配慮及び情報提供、犯罪被害者等の保護等に関する規定を整備しました。

平成12年5月には、いわゆる犯罪被害者保護のための二法、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」が公布され、刑事手続きの中で犯罪被害者等の心情に配慮するとともに、証人への付き添い、遮へい措置の導入、ビデオリンク方式等の導入等による証人の負担の軽減、公判廷における犯罪被害者等の意見陳述、公判優先傍聴、公判記録の閲覧及び謄写などが規定されました。

また、同年には、少年法改正等により、少年保護事件に犯罪被害者等の申し出による意見の聴取制度等が導入されました。

平成13年4月には、「犯罪被害者等給付金支給法」が抜本的に改正され、法律の名称を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」と改め、給付対象障害等級の拡

大、重傷病給付金の新設、遺族給付金への医療費負担額の付加、給付金支給額の引き上げが行われるとともに、警察本部長は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助に努めることや、犯罪被害者等早期援助団体の指定が新設されました。

なお、このほか、平成11年5月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12年5月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、及び「児童虐待の防止等に関する法律」、13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布されるなど、特定の犯罪に係る被害者保護のための法的整備も進みました。

その後も、平成14年4月1日には、国家公安委員会が「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」を定めるなどの取り組みにより、一定の評価を得た一方で、依然として多くの犯罪被害者等が困難に直面し、苦しんでいる現状から、これを打開し、その権利利益を図っていくため、犯罪被害者等のための施策に府省庁が横断的に取り組み、総合的かつ計画的に推進していく基本構想を示した「犯罪被害者等基本法」が平成16年12月8日に公布され、平成17年4月1日に施行されました。

また、平成17年12月27日には、犯罪被害者等基本法第8条に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました。

その後、平成20年12月1日から、刑事裁判における「犯罪被害者参加制度」（証人尋問、被告人質問等への参加制度）が導入され、また、同年12月15日には、被害者等による少年審判の傍聴等の制度が導入されています。

そして、平成23年3月25日には、「第2次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置の促進が規定される等、被害が潜在化しやすい犯罪に係る被害者の支援体制の整備が進み、現在では、全ての都道府県にワンストップ支援センターが設置されました。

平成28年4月1日には、「第3次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、同年6月には「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」が公布され、国外で犯罪被害に遭った人等に対する弔慰金等の支給について規定され、同年11月30日に施行となり、制度の運用が始まりました。

その後、令和2年6月11日には、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定により、令和2年度から4年度の3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」としました。また、令和3年3月30日には、「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、これまでの基本計画で設定された基本方針、重点課題を継承しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、近時のデジタル化の進展等による社会生活の大きな変化に対応しながら一層の充実が図られるよう、デジタル技術その他の新たな手法等も取り入れながら、着実に推進すべきとしています。

(3) 県の動き

県では、平成10年10月に「群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会」を設置し、関

係機関とともに犯罪被害者等支援施策を推進してきました。

その後、国における「犯罪被害者等基本法」の制定及び「犯罪被害者等基本計画」の策定を受け、平成19年10月に「群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定、平成24年3月に「第2次群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定、平成29年3月に「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定し、関係機関・団体による総合的な施策をより一層計画的に推進してきました。

平成27年6月には、性暴力被害者の総合的支援を行う「群馬県性暴力被害者サポートセンター」を開設し、令和3年3月には「群馬県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

なお、群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会は、群馬県犯罪被害者等支援条例の趣旨に則り、犯罪被害者等支援を推進するため、構成員の見直しを行い「群馬県犯罪被害者等支援推進協議会」として、令和3年4月に設置しました。

4 民間被害者支援団体について

(1) 民間被害者支援団体「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」について

「被害者支援センターすてっぷぐんま」は、犯罪被害者等に対して精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより被害者に理解と配慮をもって支援し、被害の回復や軽減に資することを目的とした県内唯一の「全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体です。

平成20年7月には「犯罪被害者等早期援助団体」として、県公安委員会の指定を受けています。

(主な活動内容)

- ・ 弁護士・臨床心理士及び専門的な訓練を積んだ支援者による相談
- ・ 同じような被害にあわれた犯罪被害者等への交流の場の提供や活動の支援
- ・ 要望に応じた病院、法廷への付添い等の直接的な支援
- ・ シェルターの運営による緊急一時保護や生活支援
- ・ 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発
- ・ 関係機関・団体等との連携を密にした、民間の立場での支援活動
- ・ 相談員・犯罪被害者等支援ボランティア等の人材養成

(2) 全国被害者支援ネットワークについて

平成10年5月に我が国における犯罪被害者等支援活動を一層充実させることを目的に組織され、令和3年3月現在、全国で48団体が加盟しています。

平成11年5月、公正な処遇を受けられる権利、情報を提供される権利、平穏かつ安全に生活する権利等の7つの権利を盛り込んだ「犯罪被害者の権利宣言」を発表しました。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体について

都道府県公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、犯罪被害者等早期援助団体として指定することができますとされています。

犯罪被害等を受けた直後の被害者は、混乱やショック状態にあつて、自ら必要性を判断して援助を要請することが困難な場合等があることから、犯罪被害者等早期援助団体から被害者に対して能動的にアプローチして援助を行うことができるよう、警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者の同意を得て、当該被害者の氏名及び住所、その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができるかとされています。

令和2年4月1日現在、全国で47団体が公安委員会の指定を受けています。

(主な事業内容)

- ・ 犯罪被害等の支援に関する広報活動及び啓発活動
- ・ 犯罪被害等に関する相談
- ・ 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- ・ 犯罪被害者等に対する物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による援助

2 群馬県犯罪被害者等支援推進協議会

設置要綱

(設置目的)

第1条 「群馬県犯罪被害者等支援条例」の趣旨にのっとり、行政機関と関係機関とが相互に連携し、及び協力して犯罪被害者等支援を推進するため、群馬県犯罪被害者等支援推進協議会（以下、協議会という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 群馬県犯罪被害者等支援条例第10条に定める基本計画の策定（見直しを含む）・推進に関すること
- 二 犯罪被害者等支援に関する情報交換に関すること
- 三 犯罪被害者等支援に関する連携協力に関すること
- 四 犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発に関すること
- 五 その他犯罪被害者等支援に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会の会員は、別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）の職員とする。

- 2 協議会に会長及び副会長を各1名置き、会員の互選によって選出する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 協議会は、会長が招集し主催する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 分科会長は、協議会をより効果的に運営するため、会員以外の者に対し必要な協力を求めることができる。

(分科会)

第5条 協議会に、個別の重点課題について検討するため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会員は、協議会の構成機関のうち、分科会において検討する重点課題に係る機関の職員とする。
- 3 分科会に分科会長及び副分科会長を各1名置き、分科会員の互選によって選出する。
- 4 分科会は、分科会長が招集し、主宰する。分科会長に事故あるときは副分科会長がその職務を代理する。
- 5 分科会長は、分科会をより効果的に運営するため、分科会員以外の者に対し必要な協

力を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、群馬県生活こども部生活こども課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会会則（平成10年10月14日）は、廃止する。
- 3 群馬県犯罪被害者等支援推進会議設置要綱（平成20年4月1日）は、廃止する。

別表

群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会会員名簿（令和4年3月31日時点）

	名 称
1	群馬県生活こども部 生活こども課
2	群馬県生活こども部 児童福祉・青少年課
3	群馬県生活こども部 消費生活課
4	群馬県健康福祉部 健康福祉課
5	群馬県教育委員会 義務教育課
6	群馬県教育委員会 高校教育課
7	群馬県教育委員会 特別支援教育課
8	群馬県警察本部 広報広聴課犯罪被害者支援室
9	公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま
10	群馬弁護士会
11	日本司法支援センター群馬地方事務所
12	群馬県医師会
13	群馬県産婦人科医会
14	群馬県小児科医会
15	産科婦人科館出張佐藤病院
16	一般社団法人群馬県社会福祉士会
17	群馬県精神保健福祉協会
18	群馬県公認心理師協会
19	群馬県医療ソーシャルワーカー協会
20	群馬県市長会
21	群馬県町村会
22	公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
23	前橋地方検察庁
24	法務省前橋保護観察所

3 犯罪被害者等基本法

平成16年12月8日法律第161号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとはいい難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

2 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となっ

た犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗ちよく状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映及び透明性の確保）

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に

資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定

する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4 群馬県犯罪被害者等支援条例

県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いである。

しかしながら、多くの方々が思いもよらず、ある日突然、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっている。犯罪被害者等の苦しみは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害も平穏な生活を取り戻す障壁となっている。

また、被害者の属性や被害の態様によっては、自ら被害を訴えることが困難で、そのために支援の手が行き届いていない方々が存在している。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするためには、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、県民や事業者等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要である。

こうした認識のもと、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

三 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、

犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

四 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。

五 民間支援団体

犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

- 第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して行われなければならない。
 - 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
 - 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものが相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。
 - 3 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するよう努めるものとする。

（県民の役割）

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害

者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、住民に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第9条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携し、及び協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第10条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- 三 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

(相談窓口の設置、情報の提供等)

第12条 県は、犯罪被害者等のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が、その受けた

被害を早期に回復し、又は軽減し、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害者等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、前項の施策に協力する当該犯罪被害者等の養育、養護、教育、福祉等に関係する者は、当該犯罪被害者等が心身に受けた影響及び心身の状況を適切に理解し、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

3 前項の場合において、犯罪被害者等支援を行うものは、当該犯罪被害者等の養育、養護、教育、福祉等に関係する者と連携し、及び協力して支援を行うものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等について居住の安定を図り、並びに更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止するため、県営住宅（群馬県県営住宅管理条例（昭和35年群馬県条例第32号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第17条 県は、犯罪等による被害又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模事案における支援の実施)

第18条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生し

た場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な支援を行うものとする。

(県内に住所を有しない者等に対する支援)

第19条 県は、県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策は、当該犯罪被害者等が住所を有し、又は居住する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体と連携して講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第21条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(支援に従事する人材の育成)

第22条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、県及び市町村の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものに対し、研修の実施その他の必要な措置を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。

(支援に従事する者に対する支援)

第23条 県は、支援に従事する者が犯罪被害者等支援を行うに当たって犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援に従事する者に対する相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動に対する支援)

第24条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

5 犯罪被害者等相談・支援窓口一覧

(令和4年3月31日現在)

区分	支援内容	支援窓口	受付時間など	電話番号	FAX番号	所在地等	
総合的対応窓口	各支援機関についての情報提供等	県生活こども課	平日 8:30～17:15	027-226-2906	027-221-0300	群馬県庁	
		警察本部 広報広聴課 犯罪被害者支援室	24時間受付 (ただし夜間休日は当直勤務員が応じます)	027-243-0110		警察本部	
		日本司法支援センター群馬 地方事務所(法テラス群馬)	平日 9:00～17:00	050-3383-5399	027-232-9727	前橋市千代田町2-5-1前橋テルサ5階	
警察	警察安全相談	警察安全相談室	24時間受付 (ただし夜間休日は当直勤務員が応じます)	#9110 又は 027-224-8080	027-224-8888	警察本部	
	犯罪被害者相談	警察安全相談室	平日 8:30～17:15	027-221-7777		同上	
	性犯罪被害相談	警察安全相談室	24時間受付 (ただし夜間休日は当直勤務員が応じます)	#8103 又は 0120-271-110		同上	
	少年の悩み事相談	少年サポートセンター	平日 8:30～17:15	027-221-1616		前橋市西片貝町3丁目341	
	暴力団犯罪に関する相談(足抜けコール)	刑事部組織犯罪対策課	24時間受付 (ただし夜間休日は当直勤務員が応じます)	027-223-9386		警察本部	
	警察署	前橋警察署	前橋警察署	24時間受付 (ただし夜間休日は当直勤務員が応じます)	027-252-0110		前橋市総社町1-9-3
		前橋東	前橋東	同上	027-225-0110		前橋市天川大島町1-8-1
		高崎	高崎	同上	027-328-0110		高崎市台町4-3
		藤岡	藤岡	同上	0274-22-0110		藤岡市藤岡1683-1
		富岡	富岡	同上	0274-62-0110		富岡市富岡1198
		安中	安中	同上	027-381-0110		安中市原市707-2
		伊勢崎	伊勢崎	同上	0270-26-0110		伊勢崎市鹿島町534-1
		太田	太田	同上	0276-33-0110		太田市鳥山下町400-5
		大泉	大泉	同上	0276-62-0110		大泉町朝日2-27-1
		館林	館林	同上	0276-75-0110		館林市赤生田町1828-2
		桐生	桐生	同上	0277-43-0110		桐生市清瀬町1-16
		渋川	渋川	同上	0279-23-0110		渋川市行幸田351-1
沼田	沼田	同上	0278-22-0110		沼田市上原町1738-1		
吾妻	吾妻	同上	0279-68-0110		東吾妻町原町21-1		
長野原	長野原	同上	0279-82-0110		長野原町長野原1520-4		

区分	支援内容	支援窓口	受付時間など	電話番号	FAX番号	所在地等
住居	公営住宅への入居相談	県住宅政策課	平日 8:30～17:15	027-226-3718	027-221-4171	群馬県庁
		県住宅供給公社	営業日 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (ただし水曜日は19:15まで) 土曜日 9:30～15:15 休業日 日曜日、祝日(ただし土曜日に あたる場合は、営業いたします。)、年末年始	027-223-5811	027-223-9808	前橋市紅雲町1-7-12群馬 県住宅供給公社1階
保健・福祉 (県)	保健福祉事務所	県渋川保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	0279-22-4166	0279-24-3542	渋川市金井394
		県伊勢崎保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	0270-25-5066	0270-24-8842	伊勢崎市下植木町 499
		県安中保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	027-381-0345	027-382-6366	安中市高別当336-8
		県藤岡保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	0274-22-1420	0274-22-3149	藤岡市下戸塚 2-5
		県富岡保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	0274-62-1541	0274-64-2397	富岡市田島 343-1
		県吾妻保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	0279-75-3303	0279-75-6091	中之条町西中之条 183-1
		県利根沼田保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	0278-23-2185	0278-22-4479	沼田市薄根町 4412
		県太田保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	0276-31-8241	0276-31-8349	太田市西本町 41-34
		県桐生保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	0277-53-4131	0277-52-1572	桐生市相生町 2-351
		県館林保健福祉事務所	平日 8:30～17:15	0276-72-3230	0276-72-4628	館林市大街道 1-2-25
		児童虐待	児童虐待についての相談・通告等	こどもホットライン24 (県中央児童相談所)	24時間	0120-783-884 携帯電話からは 027-263-1100
ぐんまこども・子育て相談 (県中央児童相談所(LINE))	平日 9:00～17:00 (12:00～13:00は受付不可)					アカウント名:ぐんまこども・ 子育て相談 アカウントID: @050bnjkgf 
県中央児童相談所	平日 8:30～17:15 (緊急時は24時間受付)			027-261-1000	027-261-7333	前橋市野中町360-1
県中央児童相談所北部支 所	平日 8:30～17:15 (同上)			0279-20-1010	0279-22-2277	渋川保健福祉事務所内 (渋川市金井394)
県西部児童相談所	平日 8:30～17:15 (同上)			027-322-2498	027-322-5602	高崎市高松町6
県東部児童相談所	平日 8:30～17:15 (同上)			0276-57-6111	0276-57-6175	太田市新田木崎町369-5
児童虐待についての情報提供等	県児童福祉・青少年課		平日 8:30～17:15	027-226-2628	027-223-6526	群馬県庁
DV・女性に 対する暴力	DVについての情報提供等	県生活こども課	平日 8:30～17:15	027-226-2902	027-224-2214	群馬県庁
	DV被害についての相談	県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	月～金 9:00～19:30 土 10:00～17:00 日 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) DV等法律相談(事前予約制)	027-261-4466		

区分	支援内容	支援窓口	受付時間など	電話番号	FAX番号	所在地等
		高崎市DV相談電話 (高崎市配偶者暴力相談支援センター)	平日 9:00～17:00	027-310-0256		
		大泉町配偶者暴力相談支援センター	平日 9:00～12:00 13:00～17:00	0276-20-3988	0276-20-3977	
		長野原町配偶者暴力相談支援センター	平日 9:00～12:00 13:00～17:00	0279-82-2422	0279-82-4281	
		安中市配偶者暴力相談支援センター	月・火・木・金 9:00～16:00 (祝日・年末年始をのぞく)	027-329-6646		
性暴力	性暴力被害者総合支援	県性暴力被害者サポートセンター「Save ぐんま」	平日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	027-329-6125	027-329-6215	
		夜間休日対応コールセンター	平日17:00～翌日9:00 土日祝日 9:00～翌日9:00	#8891 又は 027-329-6125 (自動転送)		
高齢者虐待	高齢者虐待に関する相談・通報	各市町村地域包括支援センター	各センター	各センター		各市町村地域包括支援センター
障害者問題	障害者の人権や日常生活に関する相談	障害者110番	平日 9:00～15:00 (12:00～13:00をのぞく)	027-251-1100	027-255-6275	県障害者社会参加推進センター(県社会福祉総合センター内)
	障害を理由とする差別に関する相談	県障害者差別相談窓口	平日 9:00～16:30 (12:00～13:00をのぞく)	027-251-1166	027-255-6275	県障害者社会参加推進センター(県社会福祉総合センター内)
	障害者虐待についての相談・通報等	県障害者権利擁護センター	平日 9:00～17:00 夜間休日	027-289-3127 080-8910-1011	027-212-7260	県社会福祉総合センター
	専門的立場からの生活・医療・職業相談等(身体・知的)	心身障害者福祉センター	平日 8:30～16:00	027-254-1010	027-254-2299	県社会福祉総合センター
	障害者福祉に関する情報提供	県 障害政策課	平日 8:30～17:15	027-226-2631	027-224-4776	群馬県庁
刑事・司法	保護観察	前橋保護観察所	平日 8:30～17:15	027-237-5014	027-210-1212	前橋市大手町3-2-1
	検察庁	前橋地方検察庁	平日8:30～17:15 被害者ホットライン24時間(ただし、夜間休日は留守番電話・FAX)	027-235-7800(代表) 027-235-7828(専用)	027-235-7826 左記電話番号に同じ	前橋市大手町3-2-1
	裁判所	前橋地方裁判所	平日 8:30～17:15	027-231-4275		前橋市大手町3-1-34
		前橋家庭裁判所	平日 8:30～17:15	027-231-4275		前橋市大手町3-1-34
心のケア	精神保健・心の悩みに関すること	群馬県こころの健康センター ①支援機関からの連絡先(代表) ②電話相談(専用ダイヤル)	①平日 8:30～17:15 ②平日 9:00～17:00 来所相談は②からの予約	①027-263-1166 ②027-263-1156	①027-261-9912	前橋市野中町368

区分	支援内容	支援窓口	受付時間など	電話番号	FAX番号	所在地等
	さまざまな悩み相談	群馬いのちの電話	9:00～24:00 (第2・第4金曜日は24時間) 8:00～翌日8:00 (毎月10日)	027-221-0783 フリーダイヤル 0120-783-556		
交通事故	交通事故に関する相談	県交通事故相談所	相談受付 平日 9:00～15:30	027-243-2511		群馬県庁
消費生活	消費生活におけるトラブル相談	県消費生活センター	平日 9:00～16:30 (来所は要予約) 土 9:00～12:00 13:00～16:30 *土は電話相談のみ	027-223-3001	027-223-8100	群馬県庁昭和庁舎1階
就労	就労相談等	ジョブカフェ・マザーズ	9:00～18:00 休館日:日曜・祝日・年末年始	027-330-4510	027-330-4521	高崎市旭町34-5(高崎駅西口旭町ビル3階)
		県若者就職支援センター高崎センター	平日・土 9:00～18:00	027-330-4510		高崎市旭町34-5(旭町ビル3階)
		県若者就職支援センター東毛サテライト	月・火・木・金・土 9:00～18:00	0277-20-8228		桐生市本町6-372-2(本町六丁目団地1階)
		県若者就職支援センター北毛サテライト	月・水・金 9:00～18:00	0278-20-1155		沼田市下之町888(テラス沼田6階)
		ぐんま若者サポートステーション	平日、第2・第4土曜 10:00～18:00	027-233-2330		前橋市千代田町2-5-1(前橋テルサ5階)
		東毛若者サポートステーション	火・水・木・金、第2・第4土曜 10:00～18:00	0276-57-8222		太田市下浜田町1088-2(学校教育センター2階)
		県シニア就業支援センター	平日・土 9:00～18:00	027-381-8872		高崎市旭町34-5(旭町ビル3階)
		群馬労働局職業安定課	平日 8:30～17:15	027-210-5007		前橋市大渡町1-10-7(公社総合ビル)
		(以下、ハローワーク) 前橋(管轄:前橋市)	月・水・金 8:30～19:00、火・木 8:30～17:15、第1・3土曜 10:00～17:00	027-290-2111	027-290-2528	前橋市天川大島町130-1
		高崎(管轄:高崎市(藤岡管轄区域を除く))	月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00、第2・4土曜 10:00～17:00	027-327-8609	027-323-8119	高崎市北双葉町5-17
		安中(管轄:安中市)	平日 8:30～17:15	027-382-8609	027-382-4141	安中市安中1-1-26
		桐生 (管轄:桐生市、みどり市)	平日 8:30～17:15	0277-22-8609	0277-22-5014	桐生市錦町2-11-14
		伊勢崎 (管轄:伊勢崎市、玉村町)	平日 8:30～17:15	0270-23-8609	0270-23-3697	伊勢崎市太田町554-10
		太田(管轄:太田市)	平日 8:30～17:15	0276-46-8609	0276-48-0096	太田市飯田町893
		館林(管轄:館林市、邑楽郡)	平日 8:30～17:15	0276-75-8609	0276-72-4367	館林市大街道1-3-37
		沼田(管轄:沼田市、利根郡)	平日 8:30～17:15	0278-22-8609	0278-23-7206	沼田市薄根町3167-4
		富岡(管轄:富岡市、甘楽郡)	平日 8:30～17:15	0274-62-8609	0274-62-1932	富岡市富岡1414-14
		藤岡 (管轄:藤岡市、高崎市のうち 新町及び吉井町、多野郡)	平日 8:30～17:15	0274-22-8609	0274-24-4587	藤岡市藤岡827-1

区分	支援内容	支援窓口	受付時間など	電話番号	FAX番号	所在地等	
		渋川(管轄:渋川市、北群馬郡)	平日 8:30~17:15	0279-22-2636	0279-23-4370	渋川市渋川1696-15	
		中之条(管轄:吾妻郡)	平日 8:30~17:15	0279-75-2227	0279-75-5945	中之条町西中之条207	
人権	人権相談	前橋地方法務局人権擁護課内人権相談室	平日 8:30~17:15	027-221-4446		前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	
		前橋地方法務局高崎支局	平日 8:30~17:15	027-322-6315		高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎	
		前橋地方法務局桐生支局	平日 8:30~17:15	0277-44-3526		桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎	
		前橋地方法務局伊勢崎支局	平日 8:30~17:15	0270-25-0758		伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎	
		前橋地方法務局太田支局	平日 8:30~17:15	0276-32-6100		太田市鳥山下町387-3 太田地方合同庁舎	
		前橋地方法務局沼田支局	平日 8:30~17:15	0278-22-2518		沼田市西倉内町701	
		前橋地方法務局富岡支局	平日 8:30~17:15	0274-62-0404		富岡市富岡1383-6 富岡法務合同庁舎	
		前橋地方法務局中之条支局	平日 8:30~17:15	0279-75-3037		吾妻郡中之条町 大字中之条町692-2	
		子どもの人権110番	平日 8:30~17:15	フリーダイヤル 0120-007-110		前橋市大手町2-3-1 前橋地方法務局人権擁護課 内人権相談室	
		女性の人権ホットライン	平日 8:30~17:15	ナビダイヤル 0570-070-810		前橋市大手町2-3-1 前橋地方法務局人権擁護課 内人権相談室	
	インターネット上の誹謗中傷	インターネット上の誹謗中傷相談窓口	平日 9:00~16:00	027-897-2953		群馬県庁	
民間の相談機関	犯罪被害者DV等相談・支援	被害者支援センターすてっぷぐんま	平日 10:00~16:00	027-253-9991		前橋市新前橋町26-7 ヤマコビル5階	
	DV相談	きりゅう女性支援グループいぶき	火・金 10:00~12:00	0277-43-6068			
		NPO法人 ひこばえ	月~土 9:30~16:30	027-215-7830			
		NPO法人 結いの家	月~土 9:00~17:00	0278-22-2035			
	暴力団犯罪被害者支援	県暴力追放運動推進センター	平日 9:00~17:00	027-254-1100	027-254-1100	前橋市江田町448-11	
	医療・福祉	県公認心理師協会				050-3730-8179	前橋市山王町1-1-3 コモンヒロセ1-7号室
		県社会福祉士会	平日 9:00~17:00	027-212-8388	027-212-7260		前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター7階
		県社会福祉協議会	平日8:30~17:15	027-255-6033	027-255-6173		前橋市新前橋町13-12
		県精神保健福祉士会	平日 9:00~15:00	0279-54-2106	0279-54-0247		北群馬郡吉岡町陣場98 田中病院内
		県医療ソーシャルワーカー協会	平日 9:00~17:00	0279-66-2121	0279-66-2900		渋川市石原2404-37 おがた社会福祉事務所 内
司法	群馬弁護士会	平日 9:00~17:00	027-233-4804	027-234-7425		前橋市大手町3-6-6	